

第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）

令和6（2024）年3月改訂

【デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）対応】

（令和4（2022）年3月策定）

鹿児島県志布志市

改訂にあたって

本市では、令和4（2022）年3月に、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする、第2次志布志市総合振興計画後期基本計画（以下「総合振興計画」という。）を策定しました。この総合振興計画では、第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略（改訂版）（以下「本戦略」という。）の基本目標を、重点プロジェクトとして位置づけ、本戦略を包含した形態で策定され、新たにスタートいたしました。

一方、国では、デジタルの力を活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す、デジタル田園都市国家構想（以下「デジ田構想」という。）を打ち出し、令和4（2022）年6月に、デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4（2022）年6月7日閣議決定）を定めました。

そして、同年12月に、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）を抜本的に改訂し、まち・ひと・しごと創生法（平成26（2014）年法律第136号。以下「創生法」という。）第8条第6項の規定に基づき、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4（2022）年12月23日閣議決定。以下「デジ田構想総合戦略」という。）へ内容を刷新し、新たに策定しました。その後、デジタル行財政改革の動きや「当面の重点検討課題」（令和5年6月16日デジタル田園都市国家構想実現会議決定）に掲げた施策の進捗状況、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」などの状況を反映させるため、既存の総合戦略の一部を見直し、デジ田構想総合戦略（2023改訂版）（令和5（2023）年12月26日閣議決定）へと改訂しました。

これらの状況を踏まえ、本市では、国や県の動向、令和5（2023）年3月に策定した第4次志布志市情報化計画（以下「情報化計画」という。）の策定などを勘案し、本戦略の一部を改訂し、デジタル化で加速する社会情勢の変遷に、柔軟かつ機動的に対応しながら、引き続き、これまで進めてきた地域課題の解決や魅力向上に向けた地方創生の取組を、より一層スピード感を持って推進してまいります。

目 次

第1章 本戦略策定の基本的な考え方	1
第2章 基本目標とプロジェクト	16
基本目標1 稼ぐ志布志をつくとともに、安心して働けるようにする	16
基本目標2 ひとや企業とのつながりを築く	24
基本目標3 結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる	29
基本目標4 魅力的で、安心して暮らせるまちをつくる	34
第3章 取組内容 一覧	45
第4章 数値目標及びK P I (重要業績評価指標)	51

第1章 本戦略策定の基本的な考え方

1 位置付け

(1) 本戦略の位置付け

本戦略は、令和4（2022）年3月に策定された総合振興計画に包含して策定され、本戦略の基本目標は、総合振興計画の中では、重点プロジェクトとして位置付けられています。

また、国は、令和4（2022）年12月に、既存の総合戦略を刷新し、デジ田構想総合戦略を新たに策定し、さらに、令和5（2023）年12月に、デジ田構想総合戦略（2023改訂版）へ改訂されました。この策定を受け、地方公共団体においても、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。）第9条及び第10条に基づき、デジ田構想総合戦略を勘案し、地方版総合戦略を策定するよう努めなければならないとされています。

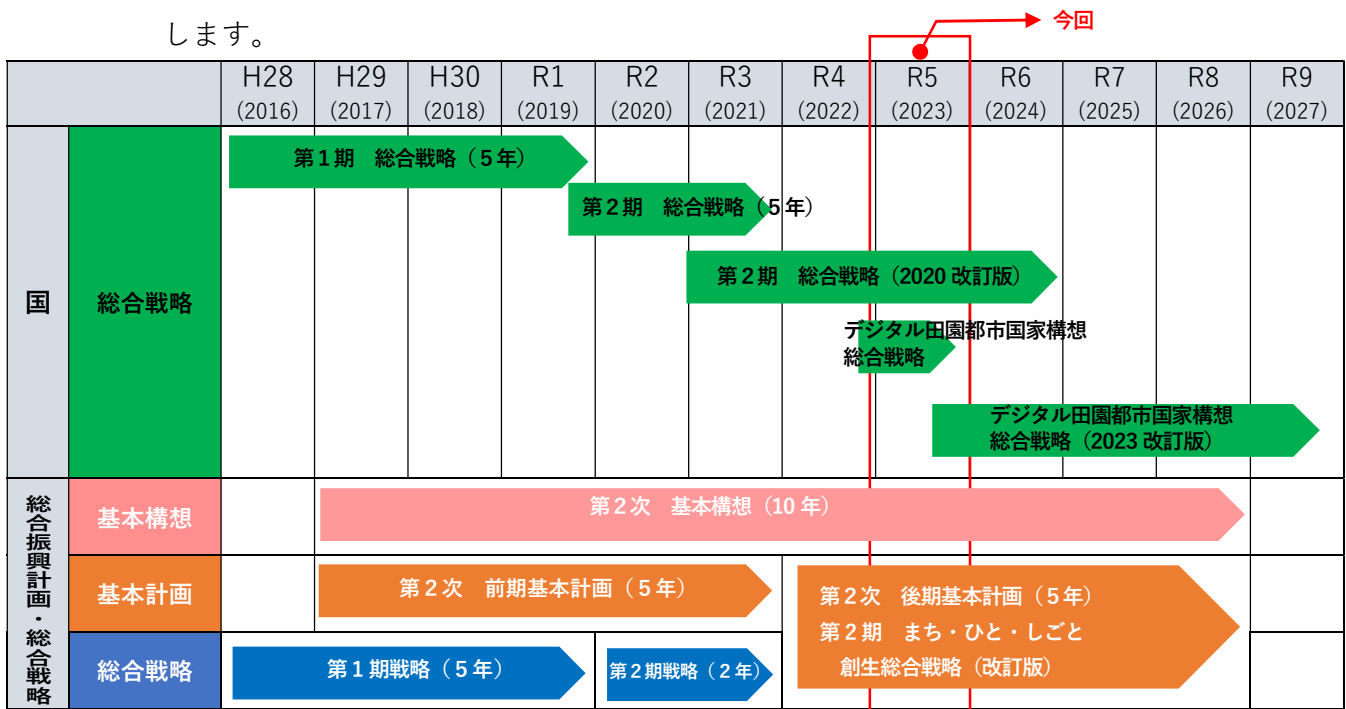
この間、本市では、デジ田構想が掲げる理念や県デジタル推進戦略などを反映させつつ、デジタル化の進展に的確に対応するため、行政及び地域のデジタル化を推進する方向を定める情報化計画を策定しております。

これらの状況を踏まえ、本市では、総合振興計画と整合が図られた本戦略の骨格を維持したまま、国や県の動向を踏まえ、かつ、情報化計画が示す方向性などと連携を図りながら、本戦略の一部を改訂いたしました。

なお、本戦略は、総合振興計画中の第4編に該当するものとします。

(2) 計画期間

本戦略の計画期間は、総合振興計画の計画終期を勘案し、令和8（2026）年度までとします。ただし、デジ田構想総合戦略の進捗や計画終期、国と県の動向などを踏まえつつ、加速する時代変遷に柔軟かつ機動的に対応するため、必要に応じ適宜見直しを図るものとします。



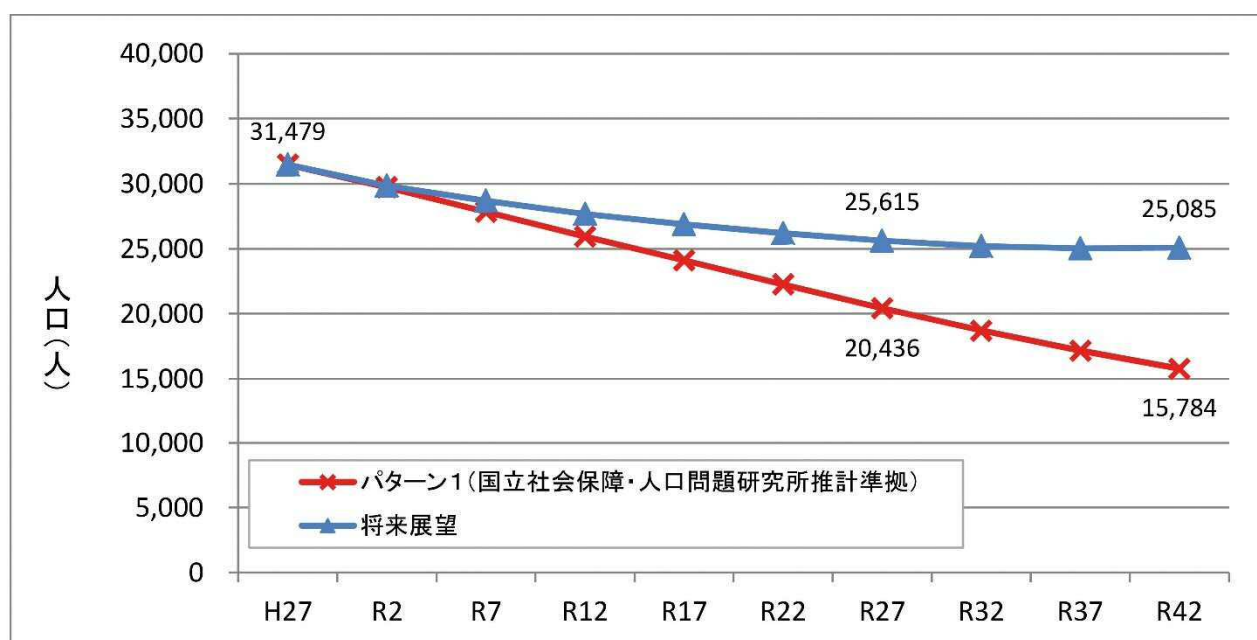
(3) 目標人口

総合振興計画では、令和2（2020）年3月に改訂した「志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」における市独自の将来人口推計に基づき、令和8（2026）年度の目標人口を28,500人としています。

本戦略では、総合振興計画の重点プロジェクトを進める羅針盤として、総合振興計画の定める目標人口の実現に向け、変化の激しい社会情勢や国や県の動向などに柔軟かつ機動的に対応しつつ、本市の地方創生の取組を加速化・深化させてまいります。

令和8年度の目標人口 28,500人

総人口の将来展望



総人口(人)	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
パターン1	31,479	29,732	27,846	25,946	24,111	22,269	20,436	18,715	17,177	15,784
将来展望	31,479	29,861	28,696	27,676	26,879	26,206	25,615	25,202	25,032	25,085

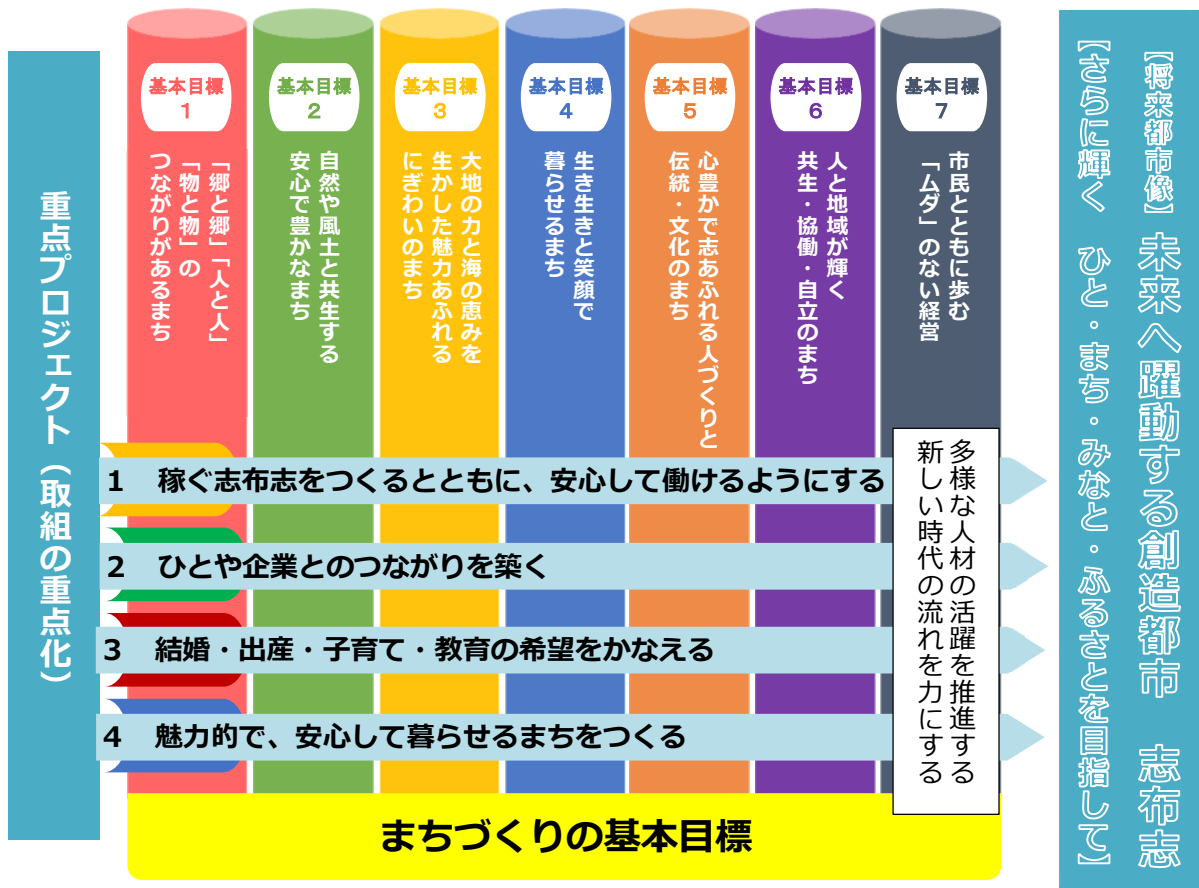
※まち・ひと・しごと創生本部提供「将来人口推計のためのワークシート」を用いて作成

資料：志布志市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

(4) 構成

本戦略の基本目標は、総合振興計画の重点プロジェクトとして位置づけられています。

総合振興計画の重点プロジェクトは、今後5か年間でまちの将来都市像「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現を牽引するために、分野別計画の7つの基本目標を横断的に関連付け、重点的に取り組んでいくものとしています。本戦略の基本目標を基本とし、横断的な視点として、「多様な人材の活躍を推進する」、「新しい時代の流れを力にする」の2点を取り入れ、構成されています。



資料：第2次志布志市総合振興計画後期基本計画

(5) 基本目標（重点プロジェクト）の内容

本戦略の基本目標には、24のプロジェクトが掲げられています。

本戦略の基本目標と総合振興計画の重点プロジェクトとの整合を図られており、その重点プロジェクトの詳細については、以下のとおりです（P4～P8は、総合振興計画 P47～P52を抜粋）。

重点プロジェクト1

稼ぐ志布志をつくとともに、安心して働けるようにする

課題や社会潮流

- ・ 農林漁業者の所得向上
- ・ 1次産業の担い手、後継者不足
- ・ 企業の労働力不足
- ・ 魅力的な仕事の創出
- ・ 志布志港、高速道路の効果最大化
- ・ 若者の市外流出



●プロジェクトの基本的方向

本市における労働力人口の減少に歯止めをかける上では、魅力的な仕事があり、ここに住み、働きたいと思えるまちであることが重要です。

そのために、本市の強みである農林水産業や志布志港を生かした産業の振興を図ることで稼ぐ力を高め、併せて安定した雇用の場の確保を目指します。

また、若者や女性、高齢者、障がい者、就職氷河期世代の方々など、誰もが安心して働き、地域で活躍することができる環境づくりを通じ、担い手の確保や掘り起こしにもつなげていきます。

●プロジェクトの内容

(※)：本戦略にて、[個別目標-施策-施策の方向性]が重複する連携項目

(1)農林水産業の成長産業化	
3-2-1 担い手の育成・確保	3-2-2 1次産業の振興
3-2-3 生産基盤の整備	3-2-4 安全・安心な食の提供
3-5-1 特産品PRの推進	3-5-2 市内外の販路拡大と増進
(2)新規就農総合支援	
3-2-1 担い手の育成・確保	3-2-2 1次産業の振興
(3)企業誘致	
1-1-1 志布志港の整備・機能充実 (※)	3-1-2 企業誘致の推進
(4)志布志港輸出拡大	
1-1-1 志布志港の整備・機能充実	3-5-2 市内外の販路拡大と増進
(5)国内貨物志布志港利用促進	
1-1-1 志布志港の整備・機能充実	3-1-2 企業誘致の推進 (※)
(6)地元活躍人材育成	
3-1-1 雇用・就労の支援対策	4-2-2 就労等生きがいのある暮らしへの支援
4-4-2 障がい者福祉の充実 (※)	

重点プロジェクト2

ひとや企業とのつながりを築く

課題や社会潮流

- ・人口減少（若者の市外流出）
- ・地元への「誇り」の空洞化
- ・地域コミュニティの低下
- ・地方回帰機運の高まり
- ・企業の社会貢献活動の活発化



●プロジェクトの基本的方向

人口減少が進む中においても本市が持続性と発展性を備える上では、本市に愛着や誇りをもつひとや企業を創出し、さらにはそういった方たちとつながりを築くことが重要です。

そのために、いなか暮らしを望む方の本市への移住を促進することや、小学校・中学校・高等学校段階における地元を誇りを持つ人材の育成を推進し、本市へのひとの定着を目指します。

加えて、市外にありながらも本市や本市の人々と多様なかたちで関わる関係人口や企業とのつながりを深め、まちづくりの力にしていく取組を展開します。

●プロジェクトの内容

(※)：本戦略にて、[個別目標-施策-施策の方向性]が重複する連携項目
(追)：改訂に伴い追加した項目

(1)都市住民向けPR	
2-1-2 移住や交流の促進 (※)	3-4-2 PR・誘客活動の推進 (追)
3-5-2 市内外の販路拡大と増進 (※)	7-1-4 情報の発信と適切な管理 (追)
(2)移住定着拡充	
1-2-1 地域課題に応じた計画的な整備 (※)	2-1-2 移住や交流の促進
(3)まち思い人材育成	
2-1-2 移住や交流の促進	5-2-2 社会教育の充実
(4)関係人口創出・拡大	
2-1-2 移住や交流の促進	3-4-2 PR・誘客活動の推進
3-5-2 市内外の販路拡大と増進	7-1-3 行政サービスの利便性の向上 (※)
(5)官民連携推進	
7-1-3 行政サービスの利便性の向上	7-2-2 歳入の確保

重点プロジェクト3

結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる

課題や社会潮流

- ・未婚率の上昇
- ・出生数の減少
- ・共働き世帯の増加
- ・地方回帰機運の高まり
- ・価値観の多様化



●プロジェクトの基本的方向

少子化の流れに歯止めをかけていく上では、安心して結婚し、子どもを産み育てることができる環境を整えることにより、特に若い世代において、結婚・出産・子育ての希望を実現できることが重要です。

そのために、引き続き、結婚や出産に対するサポートを行うとともに、包括的で切れ目のない子育て支援策を講じます。

加えて、子育て世代の働く場など、社会全体で少子化対策に取り組む機運を醸成することや、本市における教育の場を整え、子どもたちが健やかに育つ地域社会の形成を目指します。

●プロジェクトの内容

(※)：本戦略にて、[個別目標-施策-施策の方向性]が重複する連携項目
(追)：改訂に伴い追加した項目

(1)結婚支援

2-1-2 移住や交流の促進

(2)ウェルカム赤ちゃん

4-3-1 子育て支援の充実 (※)

4-3-2 母子保健の推進

(3)子育て支援

2-1-2 移住や交流の促進 (※)

4-1-3 小児医療の確保 (追)

4-3-1 子育て支援の充実

4-4-2 障がい者福祉の充実 (※)

(4)仕事子育て両立支援

3-1-1 雇用・就労の支援対策 (※)

6-2-2 男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進

(5)こころざしアップ教育推進

5-1-1 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

重点プロジェクト4

魅力的で、安心して暮らせるまちをつくる

課題や社会潮流

- ・ 少子高齢化
- ・ 高度情報技術の発展
- ・ 公共施設の老朽化
- ・ 地球温暖化への関心の高まり
- ・ 安全安心機運の高まり
- ・ 移動手段の確保
- ・ 商工業の低迷
- ・ 観光復興
- ・ 健康寿命の延伸
- ・ 多様性の尊重

●プロジェクトの基本的方向

人口減少社会に適応する上では、人々が暮らしやすいと感じられるようなまちの基盤を維持・確保しつつ、さらに、人々が訪れたい、住み続けたいと思える地域づくりを通じ、まちの魅力を高めることが重要です。

そのために、都市機能や日常生活サービス機能、集落生活圏の維持・確保を目指すとともに、併せて広域での連携なども推進します。

また、本市ならではの観光地づくりや環境にやさしいまちづくりに取り組むことや、地域の防災力を高めることを通じ、未来の世代へ引き継いでいけるまちの形成を推進します。



●プロジェクトの内容

(※)：本戦略にて、[個別目標-施策-施策の方向性]が重複する連携項目

(追)：改訂に伴い追加した項目

(1)快適な生活支援	
1-1-4 公共交通機関の維持と利便性の向上	1-2-1 地域課題に応じた計画的な整備 (※)
1-3-1 情報通信技術の活用	2-1-1 公営住宅等の整備
2-1-3 生活道路の整備・保全	2-1-4 公園・緑地の整備
2-5-4 防災・減災対策の充実 (※)	6-1-2 新たな地域コミュニティの活動支援
6-2-3 多文化共生社会の実現	
(2)商工業賑わい創出	
3-3-1 商工業の基盤強化	3-3-2 商業の振興
3-5-1 特産品PRの推進	
(3)公共施設最適化	
2-2-1 良質で安定した水の供給	7-2-1 健全で安定した財政運営の推進
7-2-3 計画的な施設更新と公有財産の有効活用	
(4)広域連携推進	
2-1-2 移住や交流の促進	2-5-1 消防体制の強化
3-4-2 PR・誘客活動の推進	
(5)観光パワーアップ	
3-4-1 観光資源の整備、活用	3-4-2 PR・誘客活動の推進
3-4-3 「おもてなし」のまちづくり	5-2-3 スポーツ活動の推進
5-3-2 伝統文化の保存・継承及び歴史遺産の保存・活用	
(6)環境にやさしいまちの推進	
2-3-1 再資源化の推進	2-4-1 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進
2-4-3 生物多様性の保全	
(7)安心暮らし推進	
4-1-1 特定健診・がん検診の受診率の向上	4-1-2 市民の自助共助による健康づくりの推進
4-2-1 介護予防の推進	4-4-1 高齢者福祉の充実
4-4-2 障がい者福祉の充実 (※)	4-4-3 地域福祉の充実
6-1-4 共生・協働・自立によるまちづくり	
(8)地域防災力強化	
2-5-1 消防体制の強化	2-5-2 消防用設備・機器の充実
2-5-3 地域防災力の向上	2-5-4 防災・減災対策の充実 (追)

2 SDG s の視点を取り入れた地方創生の推進

SDG s (エス・ディー・ジーズ) は、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、その理念を「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すこととし、平成 27 (2015) 年の国連サミットにおいて採択されました。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたって令和 12 (2030) 年を目標年限に 17 の目標が設定され、開発途上国のみならず先進国も含め、全ての国や関係者の役割を重視し、経済・社会及び環境の 3 領域を不可分なものとして調和させる統合的取組について合意されています。

本市においても SDG s の理念を踏まえ、市の実情に応じた持続可能な社会づくりを推進するため総合振興計画及び本戦略では、各施策が SDG s の様々な目標に結びついていることを次の 17 の目標のアイコンを使って視覚的に分かりやすく示し、全体として全ての目標につながっていることを確認できるようにしています。

■志布志市 SDG s 推進方針の概要

志布志市SDG s 推進方針概要

I 策定の背景と目的	III 推進方策
<p>1 策定の背景</p> <p>(1) 国際連合における取組 ▼平成27(2015)年に国連において先進国と発展途上国が取組むべき国際社会全体の普遍的な目標として、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択 ▼2030アジェンダは、世界全体の経済、社会、環境の三側面を不可分なものとして調和させる統合的取組として作成 ▼持続可能な開発目標(SDGs)として17のゴールと169のターゲットが掲げられる</p> <p>(2) 国における取組 ▼2030アジェンダの採択を受けSDGs推進本部会を設置 ▼国家戦略として「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定 ▼ビジョン：国内実施、国際協力の両面において、世界を、誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革し、2030年までに、国内外においてSDGsを達成することを目指す</p> <p>(3) 本市のSDGsに関するこれまでの取組 ▼紙おむつ再資源化の取組に見られるSDGs達成に通じる先導的な取組 ▼第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定 ▼SDGs アイデアブック制作</p> <p>2 策定の目的</p> <p>▼国際社会全体の共通目標であるSDGsの達成に貢献 ▼本市の将来にわたる持続的な発展をより効果的に図る ▼志布志市が担う地域の先導役としての役割を果たす</p>	<p>1 推進体制</p> <p>▼総合振興計画に基づく各施策や事務事業等を通じて推進するという前提に立ち、総合振興計画策定委員会を活用し全庁的な取組としての浸透を図る ▼令和4年度以降は別途検討</p> <p>2 取組の推進を図るための方策</p> <p>(1) 各種計画等への反映 ▼各種計画や方針等の策定や改定にあたっては、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を図るために、全庁的な視点での施策との連動、影響等も踏まえた検討を行う ▼SDGsの要素を的確に反映し、可視化するため、17のゴールとの対応の整理等を行う</p> <p>(2) 国等との連携 ▼交付金や制度等を積極的に活用した事業展開を図る</p> <p>(3) 多様な主体との連携 ▼取組の効果を高めるため多様な主体と連携 ▼民間事業者等との包括的な連携を積極的に活用</p> <p>(4) 職員への理解浸透 ▼職員研修等の実施</p> <p>(5) 積極的な周知・啓発活動 ▼SDGsに係る市内企業等の活動について市内外に向けた情報発信 ▼SDGsと関連性の高いイベント等での情報発信</p> <p>(6) 契約等での配慮 ▼市の契約等がSDGsを踏まえた内容となるよう配慮 ▼事業者等のSDGsを踏まえた社会貢献活動等への配慮</p> <p>(7) パイロット事業 ▼先導的なパイロット事業を創造</p> <p>3 進行管理</p> <p>▼総合振興計画と一体的に行う</p>
<p>II SDG s の推進に向けた基本的な考え方</p> <p>1 策定方針の考え方</p> <p>▼総合振興計画と同様の方向性であることを踏まえ総合振興計画を推進することを基本に市としてSDGsの達成に寄与する取組を進める上での考え方を取りまとめ</p> <p>2 SDG s 推進の姿勢</p> <p>▼総合振興計画の推進を基本に、SDGsの理念や国の動向等を踏まえながら各施策や事務事業を実施することで、全庁をあげてSDGs達成に寄与する取組を推進 ▼実現にあたっては、職員の理解の深化、各施策や事務事業の連携、多様なステークホルダーとの連携を図る</p> <p>3 方針の期間</p> <p>▼SDGsの目標期間である2030年まで</p>	

【SDGsの17の目標】

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10	各国内及び各国間の不平等を是正する
11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12	持続可能な生産消費形態を確保する
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

3 国や県が進める施策の動向

(1) デジタル田園都市国家構想

国は、令和3（2022）年11月に、デジタル田園都市国家構想実現会議を発足させ、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、その構想の具体化を進め、令和4（2023）年6月には、デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4（2023）年6月7日閣議決定）を策定しました。

デジタル田園都市国家構想基本方針では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、新しい価値を生み出し、地方の社会課題を解決するための鍵として、“デジタル”を位置付ける中、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるDX（デジタル トランスフォーメーション）を積極的に推進する方針を打ち出しました。この構想の実現により、地方における仕事や暮らしの向上に資する新たなサービスの創出、持続可能性の向上、Well-beingの実現等を通じて、デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会、いわば「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すとしています。また、これにより、東京圏への一極集中の是正を図り、地方から全国へとボトムアップの成長を推進するとしています。この基本方針を通して、国は、データ連携基盤の構築などの環境整備に積極的に取り組み、地方は、自らが目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進することとしています。

この基本方針を踏まえ、令和4（2023）年12月には、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）を抜本的に改訂し、令和4（2023）年度から令和9（2023）年度までの5か年間の計画期間とする、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4（2023）年12月23日閣議決定）を新たに策定し、デジタル田園都市国家構想基本方針で定めた取組の方向性に沿って、KPI（重要業績評価指標）とロードマップ（工程表）を掲載しております。

その後、デジタル行財政改革の動きや「当面の重点検討課題」（令和5年6月16日デジタル田園都市国家構想実現会議決定）に掲げた施策の進捗状況、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」などを踏まえ、既存の総合戦略の一部を見直し、デジ田構想総合戦略（2023改訂版）（令和5（2023）年12月26日閣議決定）へと改訂しています。

また、地方は、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略を改訂し、地域ビジョンの実現に向け、させデジタルの力も活用し、これまでの地方創生の取組を継承・発展させつつ、施策間連携や地域間連携などを図りながら、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むこととしています。

(2) 県の取組

県は、令和2（2020）年3月に、第2期鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しています。鹿児島県の目指すビジョンを示した、かごしま未来創造ビジョンなどを踏まえ、「Ⅰ「しごと」をつくる」、「Ⅱ「ひと」をつくる」、「Ⅲ「まち」をつくる」といった

3つの基本目標を定め、農林水産業の競争力強化等による働く場の創出、時代にあった、安全・安心で活力ある地域づくりなどを推進しています。

また、令和4（2023）年3月には、県デジタル推進戦略を策定し、デジタル推進基盤の強化を図りつつ、官民のデジタル推進やデータの利活用推進を行う中で、新産業の創出や県民の暮らしの質の向上といった“新たな付加価値の創造”を生み出すとしています。

これらの状況と国のデジ田構想総合戦略などを踏まえ、県は、令和5年12月に、既存の総合戦略の改訂を行っています。

4 将来都市像（地域ビジョン）

デジ田構想総合戦略では、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すこととされました。併せて、地方においては、それぞれの地域が抱える社会課題などを踏まえて、地域の個性や魅力を活かす「地域ビジョン」を掲げた地方版総合戦略の策定に努めることとされています。

本市の「地域ビジョン」については、第2次総合振興計画の将来都市像と整合を図り、以下のとおりとします。

将来都市像

未来へ躍動する創造都市 志布志

【さらに輝く ひと・まち・みなと・ふるさとを目指して】

本市は、基本理念である「“志”あふれるまち」を第1次総合振興計画策定時に掲げ、「継承」「共生・協働・自立」「活力」「挑戦」の4つの理念のもと、様々な取組を展開し、それらが相互に連携し合いながら効果的に機能する好循環の仕組みづくりを推進してまいりました。

この基本理念は、現在の第2次総合振興計画にも引き継がれ、新たに「未来へ躍動する創造都市 志布志 【さらに輝く まち・ひと・みなと・ふるさとを目指して】」を将来都市像として策定しました。

本戦略では、これらの地域の特性や資源を生かしながら、DXのみならず、GX（グリーン・トランスフォーメーション）やSX（サステナブル・トランスフォーメーション）をはじめとした、あらゆる分野でのトランスフォーメーションを施策間や地域間の連携での検討を進め、デジ田構想総合戦略で示すモデル地域ビジョンや重要施策分野を積極的に取り入れ、地方創生の取組を推進し、将来都市像の実現を目指してまいります。

なお、目指すべき本市の将来都市像の設定については、次のとおりとなっています。

私たちのふるさと志布志市には、温暖な気候と豊かな自然、歴史・文化に恵まれた風土の中で、様々な世代の人々がつながり、お互いに尊重し合い、思いやりや支え合いの心を持ち、このまちに誇りと愛着を持って自分らしく、生き生きと暮らす「ひと」がいます。

また、先人が築いた歴史や文化を引き継ぎ、「高い目標や夢」と「慈愛の精神」を持ち、市民一人ひとりがそれぞれの役割を担い、行動を起こす活気に満ちた「まち」があり、暮らしに潤いとやすらぎを与え続けてくれる「ふるさと」があります。

さらに、東九州自動車道や都城志布志道路においては、今後 10 年間でほぼ全ての区間での供用が開始され、志布志港（「みなと」）においても、国際バルク戦略港湾としての整備が飛躍的に進むことが見込まれることから、これらを最大限活用することで、南九州の物流拠点として、大きく発展することが可能となります。

本市の財産ともいえるべき「ひと」、「まち」、「みなと」、「ふるさと」それぞれのすばらしさが、より一層生かされ高められながら共生し、様々な課題に取り組み、明日への夢と希望が膨らむ未来を創造し躍動するまちを目指します。

資料：第 2 次志布志市総合振興計画前期基本計画から抜粋

5 国や県の方向性を踏まえた基本目標の設定

(1) 基本目標の設定

総合振興計画と整合が図られた本戦略の骨格を維持したまま、国や県の動向などを踏まえ、以下のとおり基本目標を設定しました。

本戦略を推進する上で、地域の実情や資源等を踏まえつつ、2つの横断的な目標を念頭に、関連する事業の施策間連携を図ります。また、近隣の地方公共団体のみならず、定住自立圏構想の構成市町や同様の社会課題を抱える地方公共団体などとの地域間連携についても実施しながら、効果的かつ効率的な事業の推進を図ってまいります。

【国】第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）	【市】本戦略
〈基本目標1〉 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする	〈基本目標1〉 稼ぐ志布志をつくるとともに、安心して働けるようにする
〈基本目標2〉 地方とのつながりを築き、地方へ新しい人の流れをつくる	〈基本目標2〉 ひとや企業とのつながりを築く
〈基本目標3〉 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	〈基本目標3〉 結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる
〈基本目標4〉 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる	〈基本目標4〉 魅力的で、安心して暮らせるまちをつくる
〈横断的な目標1〉 多様な人材の活躍を推進する	横断的な目標に沿ったプロジェクト 【横1】 1-2 新規就農総合支援 1-6 地元活躍人材育成 2-3 まち思い人材育成 2-4 関係人口創出・拡大 2-5 官民連携推進 3-4 仕事子育て両立支援 3-5 ころごしアップ教育推進
〈横断的な目標2〉 新しい時代の流れを力にする	横断的な目標に沿ったプロジェクト 【横2】 1-1 農林水産業の成長産業化 2-1 都市住民向けPR 2-5 官民連携推進 3-5 ころごしアップ教育推進 4-1 快適な生活支援 4-6 環境にやさしいまちの推進 4-8 地域防災力強化
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 国の総合戦略では、デジタル実装の前提となる3つの取組（デジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保、誰一人取り残されないための取組）を国が強力に推進し、地方のデジタル実装を下支えすることとしている。 </div>	

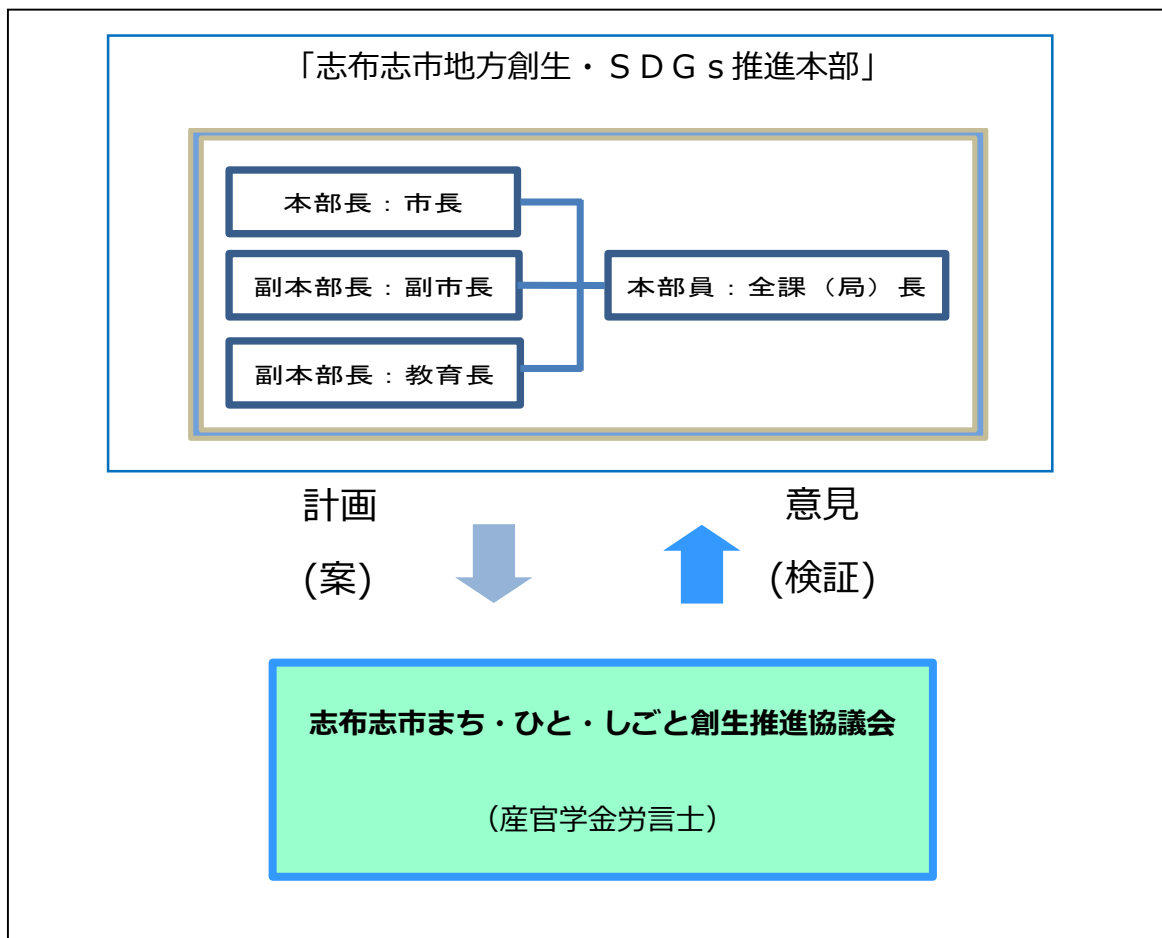


【国】デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版） （第2章） 1.取組方針	【市】今回の改訂する本戦略
(1) デジタルの力を活用した地方の社会的解決・魅力向上	
① 地方に仕事をつくる	〈基本目標1〉 稼ぐ志布志をつくるとともに、安心して働けるようにする
② 人の流れをつくる	〈基本目標2〉 ひとや企業とのつながりを築く
③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる	〈基本目標3〉 結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる
④ 魅力的な地域をつくる	〈基本目標4〉 魅力的で、安心して暮らせるまちをつくる
	横断的な目標に沿ったプロジェクト 【横1】 1-2 新規就農総合支援 1-6 地元活躍人材育成 2-3 まち思い人材育成 2-4 関係人口創出・拡大 2-5 官民連携推進 3-4 仕事子育て両立支援 3-5 ころごしアップ教育推進
	横断的な目標に沿ったプロジェクト 【横2】 1-1 農林水産業の成長産業化 2-1 都市住民向けPR 2-5 官民連携推進 3-5 ころごしアップ教育推進 4-1 快適な生活支援 4-6 環境にやさしいまちの推進 4-8 地域防災力強化
(2) デジタル基盤整備	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 本市では、第4次志布志市情報化計画にて対応 </div>
(3) デジタル人材の育成・確保	
(4) 誰一人取り残されないための取組	
2. 政策間連携の推進	※（横断的な目標1・2）にて対応

(2) 進行管理

本戦略に掲げる地方創生、将来都市像（地域ビジョン）及び目標人口の実現を目指すため、本戦略の効果を客観的に検証できるよう、基本目標には数値目標を定め、その目標に各プロジェクトを設定しています。

また、各プロジェクトにはKPI（重要業績評価指標）を定め、そのプロジェクトにおける具体的な施策や取組について、地方創生・SDGs推進本部と、外部有識者を含むまち・ひと・しごと創生協議会にて取組の効果検証を行うことで、PDCAサイクルによる進行管理を行うこととしています。



第2章 基本目標とプロジェクト

基本目標1 稼ぐ志布志をつくとともに、安心して働けるようにする



(1) 数値目標

指標	基準値(R2)	目標値(R8)
市内企業への就職者数（求人充足数）	1,056 人	1,100 人
人口一人当たりの市町村民所得	2,602 千円	2,800 千円 ※R8公表時

(2) 基本的方向

本市における労働力人口の減少に歯止めをかける上では、魅力的な仕事があり、ここに住み、働きたいと思えるまちであることが重要です。

そのために、本市の強みである農林水産業や志布志港を生かした産業の振興を図ることで稼ぐ力を高め、安定した雇用の場の確保を目指します。

また、若者や女性、高齢者、障がい者、就職氷河期世代の方々など、誰もが安心して働き、地域で活躍することができる環境づくりを通じ、担い手の確保や掘り起こしにもつなげていきます。

(3) 具体的な施策 ※本文中末尾の表記：（[計画名]掲載箇所の体系番号）

1-1 農林水産業の成長産業化プロジェクト

（横断2 新たな時代の流れを力にする）

農林漁業者の所得向上を図り、農山漁村において雇用機会を創出するため、農業経営法人化の支援や減農薬農法の推進、花木生産振興、岩がきの養殖などによりバリューチェーンの構築等を推進し、農林水産業の成長産業化を図ります。

また、ICTやロボット、AIなどを活用したスマート農業の推進に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
第一次産業の市内総生産額 (市町村民所得推計報告書)	億円	199 (H30)	223

1 畑地かんがい施設の水利用の推進（高収益品目の導入、安定生産の実現）

- ・畑かんの水を利用した生産性の高い営農への取組を推進します。（総合振興計画 3・2・3・(3)）

2 法人化の支援

- ・地域農業の持続的な発展を図るために、集落営農への参加促進や農作業受託組織による効率的な受委託の仕組みの構築により、それらの組織化・法人化を推進します。（総合振興計画 3・2・1・(3)）

- ・農地の効率的な利用を図るため、農地中間管理事業や農地のあっせん活動等により担い手への農地の集積・集約化を推進します。(総合振興計画 3・2・1・(4))

3 総合的病虫害雑草管理（IPM）による減農薬体制支援と有機農業の推進、6次産業化や農工商連携の支援

ア 園芸については、台風に強い被覆施設の導入や暖房機等の附帯施設の整備などにより生産の安定を図るとともに、国及び県の助成制度を積極的に活用し、畑かんを生かした営農推進による高品質な生産の振興を図ります。

イ 露地野菜については、農地の集積を支援し一層の規模拡大を推進するとともに、高性能作業機械の導入を推進し、コスト低減による経営の効率化を図ります。

ウ 茶については、土地の集積を進めながら優良品種への改植に努めます。また、国及び県の助成制度を活用しながら防霜施設や近代的農産物加工施設を整備し、安定した高品質茶の生産に努めます。また、産地間連携による海外輸出の促進のため生産コスト対策や総合的病虫害管理（IPM）への取組を強化し、「人と環境にやさしい農業」を推進します。

エ 水田については、経営所得安定対策等の支援を活用し、飼料米及び飼料用イネ（WCS）の作付面積の拡大に努めます。

オ 農業者の所得向上を図るため、販路開拓と農工商連携の取組を強化します。

カ 生産者がマーケットインの発想に立った生産ができるよう情報提供に努めるとともに、関係機関と連携し商談機会の創出にも取り組みながら、農畜産物の輸出促進を図ります。(総合振興計画 3・2・2・(1))

- ・生産過程においては、有機質肥料や緑肥を活用した健全な土づくりや減農薬栽培（IPM等）による環境循環型の取組を推進します。また、生産者の有機栽培に係る経費の一部を助成する「環境保全型農業直接支払事業」の拡充が見込まれることから、有機栽培を行っている生産者団体と連携し、取組面積の拡大を図ります。(総合振興計画 3・2・4・(4))

4 スマート農林水産業の推進（ロボットやIoT、ドローンなどの先端技術の活用）

- ・生産性の向上と人手不足を解決するため、ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農林水産業については、生産者の規模に応じ支援します。(総合振興計画 3・2・2・(5))

〈ICTを活用した鳥獣被害対策〉

- ・① ICTを活用した各種ワナを設置することにより、鳥獣被害対策の省力化、効率化を図ります。
- ・② 鳥獣被害対策に対して総合的な管理を行うことができるシステムの導入検討を行い、捕獲従事者の負担軽減、農作物被害の防止を図ります。(情報化計画 3・(1)・③)

〈ドローンを活用した新たな産業振興〉

- ・ ①地域課題の解決や、地域産業分野の活性化のため、ドローンを活用した実証実験を行い、各分野に対しての波及効果に繋がります。 (情報化計画 3・(3)・④)

〈スマート農業の確立〉

- ・ ①ロボットトラクタやスマートフォン等を活用して農作業を自動化し、人手不足の解消を図ります。
- ・ ②位置情報等と連携したアプリ等を活用し、作業の記録をデジタル化・自動化し熟練者に代わって生産性を向上させます。
- ・ ③ドローン・衛星等による各種データの改正により、農作物の生育や病害虫を予測し、農業経営を支援します。 (情報化計画 3・(3)・⑤)

5 持続可能な森林循環の確立とこころざし花木ブランドの産地づくり推進

- ア 森林所有者はもとより県や森林組合等と連携し、施業の集約化を推進しながら、作業路及び集材路等の整備や除間伐を推進することで、地元産材の利用促進（地材地建）に努めます。また、放置林や伐採跡地の整備についても再生林へ向けた取組を推進するとともに、新たな雇用の創出、森林保全も含めた林業の発展と振興を図ります。
- イ 防砂林、緩衝緑地としての機能を持つ松の維持管理については、継続的に松くい虫被害防止のための防除事業を実施します。
- ウ 緑の募金等を活用した緑化を推進し、新たな地域活動への参画を促すなど、国土保全や地球環境の学習、保健休養の場、水源のかん養機能など森林の持つ様々な多面的機能の充実を図り、森林保全に対する意識の高揚を図ります。
- エ 特用林産物の枝物について、補助事業等を活用した植栽の推進を図りながら、面積の拡大、生産者と連携した担い手の育成など継続した取組を推進します。
- オ 地球温暖化防止への森林の果たす役割を重視し、カーボンニュートラルの実現に向け、広域的な取組を推進します。 (総合振興計画 3・2・2・(3))

6 地域資源を生かした水産振興の取組支援

- ア 岩がきやヒオウギガイをはじめとする志布志湾産水産物のPR活動をイベント等で行うとともに、多様化する消費者のニーズに合わせた農商工連携を更に推進し、販売品目の拡充に努めます。
- イ 放流事業については、これまで継続的に実施してきた魚種の水揚量の動向や放流効果を検証し、育てて獲る漁業を更に推進します。
- ウ 内水面漁業については、内水面漁協等への支援を継続していくとともに、環境関連協議会等での協議を踏まえ、生息環境の保全に努めます。 (総合振興計画 3・2・2・(4))

7 国内外の販路拡大支援

- ・ 地域にある素材を生かして、生産、加工、流通、販売が一体となり、ブランド化の確立を図るとともに、地元特産品の掘り起こしとPRを積極的に展開し、全国的な情報発信に努めます。 (総合振興計画 3・5・1・(1))

- ・ 特産品を取り扱う事業者のニーズや市場のマーケット調査等を行い、短期的・中長期的な目標を設定し特産品の振興を図ります。(総合振興計画 3・5・2・(1))
- ・ 物産展や商談会への積極的な参加を促すなど新たな販路拡大と事業の安定・規模拡大を図ります。(総合振興計画 3・5・2・(2))
- ・ 事業者の商品開発に伴う、専門的な知識習得や各種セミナー等を開催するとともに、助成制度の整備に努めます。(総合振興計画 3・5・2・(3))

1-2 新規就農総合支援プロジェクト

(横断1 多様な人材の活躍を推進する)

1次産業における生産者の高齢化や担い手不足に対応し、従事者を安定的に確保するため、都市住民へのアプローチも含め、新規就農者や農業後継者を総合的に支援します。

K P I (重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
新規就農者数 (独立自営及び後継者を含む)	人	12	20

1 新規就農者後継者の育成及び支援

- ・ 農業公社を中心とした就農希望者の受入体制の充実を図るとともに、多様な担い手が安心して農業経営を行えるよう、農作業受託体制の強化を図ります。(総合振興計画 3・2・1・(1))
- ・ 認定農業者制度や家族経営協定等を活用し、女性が主体的に農業経営に関わり、政策や方針決定の過程に参画できる環境づくりと能力を発揮できる場の確保に努めるとともに、高齢農家が引き続き農業に従事しやすい環境を整え、高齢農家の優れた知識や技術の活用及び円滑な継承を促進します。(総合振興計画 3・2・1・(2))

ア 肉用牛の振興については、優良牛の種畜確保に努めるとともに、パドック式牛舎、簡易牛舎、堆肥舎等の設置補助を行い、環境保全や省力化、多頭化経営及び後継者育成を推進します。併せて、肉用牛経営基盤強化を図ります。

イ 酪農の振興については、性判別精液の利用による後継牛の確保に努め、生産性の向上を図ります。

ウ 養豚・ブロイラー等の振興については、環境対策に係る施設管理の適正化を図り、地域住民の理解を得られる養豚・ブロイラー農家等の育成に努めます。

エ ブランド化に向けた畜産物の取組については、肉用牛の生産から肥育、食肉加工、流通までの過程を一貫して取り組める基盤があることから、国内有数の和牛生産・肥育牛産地を目指し、畜産農家と食肉加工等の関連産業とタイアップした地域内一貫生産システムの構築により、安全・安心で高品質なブランドづくりに努めます。

オ 近隣諸国においてアフリカ豚熱や高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫などの海外悪性伝染病が続発するなど、依然として国内への侵入リスクが高い状態にあることから、市内畜産農家

に対して飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るなど、予防ワクチン接種の推進と消毒徹底の周知を図っていきます。(総合振興計画 3・2・2・(2))

〈市内同業種間・関連業種間のネットワーク化の支援〉

- ・ ①市公式LINEの配信機能を活用して農業者のニーズに応じた情報発信体制を確立します。
- ・ ②Facebookを活用して、市内同業種間・関連業種間のネットワークでの連携を密にして情報を発信してまいります。(情報化計画 3・(3)・①)

〈ICT技術を活用した農業課題解決の推進〉

- ・ ①関係機関をネットワーク化し、農作業受託の受付、作業の進行管理、新規就農対策等、一元的に管理できるシステムを導入します。(情報化計画 3・(3)・⑥)

1-3 企業誘致プロジェクト

新たな雇用の創出と産業の活性化を図るため、工業団地の拡充を含めた企業誘致の取組を強化します。

KPI(重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
新たな立地協定により創出される新規雇用者数(増設含む)	人	35	180(累計)

1 工業団地整備事業(用地取得造成分譲)

- ・ 東九州自動車道・都城志布志道路や臨港道路、国際バルク戦略港湾の整備、国際コンテナターミナルの拡充等の関連事業と連携し、物流アクセス面で優位となる臨海工業団地を一体的に開発し、立地環境の整備を進めます。(総合振興計画 3・1・2・(1))
- ・ 臨海工業団地や志布志港若浜地区の港湾関連用地への企業立地の促進及び地場産業の振興に努め、新たな雇用の創出を図ります。(総合振興計画 3・1・2・(2))

2 企業立地促進補助金等交付

- ・ 企業立地促進補助金や固定資産税の減免等の優遇制度の活用を促すとともに、企業立地動向の把握や企業訪問、企業誘致セミナーなどの誘致活動を展開します。(総合振興計画 3・1・2・(3))

3 企業立地推進(志布志港をはじめとする地域特性を生かした製造業や物流倉庫業等の誘致、市内企業の生産性向上促進)

- ・ 多くの雇用が見込まれる製造業や物流業等などの誘致を推進します。[1-5 国内貨物志布志港利用促進プロジェクトとの連携項目](総合振興計画 3・1・2・(4))
- ・ **【重複連携項目】** [県と合同で行う志布志港ポートセミナーの開催や荷主、船社等への訪問活動を積極的に行い、情報収集に努めます。[1-5 国内貨物志布志港利用促進プロジェクトとの連携項目](総合振興計画 1・1・1・(4))]

1-4 志布志港輸出拡大プロジェクト

地方創生の成長エンジンとなる資金を確保するため、特に海外の旺盛な消費需要に着目し、一次産品や加工品の輸出を通じた海外現地での需要開拓（アウトバウンド）を支援します。

また、国をあげてその拡大が図られている状況等を鑑み、その下支えとなる物流について、志布志港を核に拡大を図るとともに、特に食品・農畜産物輸出の促進を図ります。

KPI(重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
コンテナ貨物の取扱量	TEU	103,731	120,000

1 志布志港を核とした物流の拡大

- ・「国際バルク戦略港湾（穀物）」の早期供用開始に向け、関係機関・団体と連携を図り、その整備促進に努めます。（総合振興計画 1・1・1・(1)）

2 新規航路の開設に向けた取組及び既存定期航路の活性化策の検討実施

- ・志布志港の更なる利便性の向上のため、新若浜地区多目的国際ターミナル第2期工事の早期着工に向け、関係機関・団体と連携を図り、国際コンテナターミナルの利用促進に努めるとともに、外貿コンテナ定期航路の拡充に努めます。（総合振興計画 1・1・1・(5)）

3 新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進に資する補助制度の充実

- ・志布志港の利用促進を図るため、畜産業の振興や補助制度の活用により、外貿バルク貨物やコンテナ貨物の増加に努めます。（総合振興計画 1・1・1・(2)）

4 海外への販路拡大支援

- ・食品・農産物の輸出促進に向け、小口貨物輸出促進事業の拡充や県や大隅広域での取組を検討します。（総合振興計画 1・1・1・(7)）
- ・関係機関と連携し、輸出促進につながるセミナー等を実施するほか、輸出関連情報を幅広く発信するなど海外進出機会の情報提供を推進します。（総合振興計画 3・5・2・(5)）
- ・輸出促進を図るため、海外での展示会、商談会等への参加に対する支援等の検討を行います。（総合振興計画 3・5・2・(6)）

1-5 国内貨物志布志港利用促進プロジェクト

フェリー・RORO 船を軸とした本市の地域経済循環の流れを維持するため、荷主等へのPRによる貨物の確保や地理的優位性を売りとした企業誘致を推進し、志布志港の利用促進を図ります。

KPI(重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
国内貨物移入・移出量	万t	570	660

1 荷主船社訪問による航路の存続及び貨物の確保、志布志港をはじめとする地域特性を生かした製造業や物流倉庫業等の誘致促進

- ・内貿貨物については、志布志・大阪航路及び東京・志布志・沖縄航路の利便性及びモーダルシフトによる環境負荷軽減のPRを行います。（総合振興計画 1・1・1・(3)）

- ・ 県と合同で行う志布志港ポートセミナーの開催や荷主、船社等への訪問活動を積極的に行い、情報収集に努めます。[1-3 企業誘致プロジェクトとの連携項目] (総合振興計画 1・1・1・(4))
- ・ **【重複連携項目】** [多くの雇用が見込まれる製造業や物流業等などの誘致を推進します。[1-3 企業誘致プロジェクトとの連携項目] (総合振興計画 3・1・2・(4))]

1-6 地元活躍人材育成プロジェクト

(横断1 多様な人材の活躍を推進する)

地元で働く意識を醸成させることにより、若者の市外への流出を防ぐため、高校生をはじめとする若年層へ向けて地元企業の雇用情報を発信するなど、地元回帰希望を叶える取組を推進します。
女性、高齢者、障がい者、就職氷河期世代の方々など、誰もが活躍できる「全員参加の社会」を実現するため、就業促進や雇用の場の確保、就労支援の推進、地域活動参画の推進などに取り組みます。

K P I (重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
就職説明会参加企業数	社	42 (R1)	50
就職説明会参加者数	人	70 (R1)	200
奨学金返還支援事業認定者数	人	—	120 (累計)

1 鹿児島労働局との「雇用対策協定」締結に基づく実効性ある施策の展開

- ・ 鹿児島労働局との「雇用対策協定」締結に基づく、人材の育成・確保や若者の地元就職、企業誘致等、雇用対策に関する施策を総合的、効果的かつ一体的に取り組みます。[3-4 仕事子育て両立支援プロジェクトとの連携項目] (総合振興計画 3・1・1・(5))

2 地元高校生に対する市内企業等のPR活動実施、インターンシップの推進

- ・ 市内の中高生が地元企業の仕事内容に理解が深められるよう、PR活動の実施を推進します。また、子どもたちが職業への見識を広げることができるよう教育機関と連携した取組を推進します。(総合振興計画 3・1・1・(4))

3 WEBを活用した地元企業の情報発信支援事業(雇用、就業環境など)

- ・ 関係機関と連携し、雇用につながる人材育成セミナーや就職合同説明会を実施するほか、就職関連情報を幅広く発信するなど求職者への就労機会の提供を推進します。(総合振興計画 3・1・1・(1))
- ・ 地元企業の職場環境や処遇の改善、福利厚生制度の充実などの支援を行うとともに、WEBを活用した情報発信を支援します。(総合振興計画 3・1・1・(3))

4 進学のため市外県外に転出した若年層に向けたUターン政策の実施（地元在留の親世代へのアプローチ）

- ・ 進学のため市外県外に転出した若年層に向けた、地元在留の親世代へのアプローチなどのUターン施策を推進します。（総合振興計画 3・1・1・(6)）

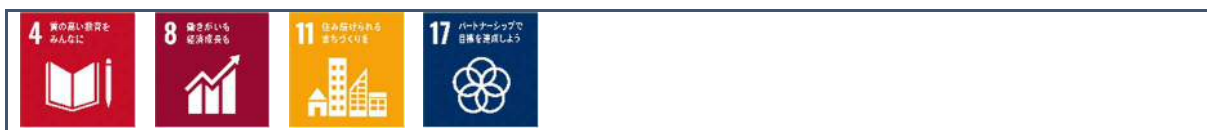
5 シルバー人材センター事業等高齢者雇用の充実拡大

- ・ 元気な高齢者が、生きがいを持ち活躍できる環境づくりを推進します。（総合振興計画 4・2・2・(1)）
- ・ 高齢者が長年培ってきた知識や技能を生かし、地域社会の担い手として積極的に社会参加ができるようシルバー人材センター事業の充実に努めます。（総合振興計画 4・2・2・(2)）

6 女性・高齢者等の活躍推進

- ・ 女性や高齢者などの多様な人材の新規就業等を支援するためにデジタル技術を活用しながら地域の実情に応じた事業に取り組みます。（デジタル田園都市国家構想総合戦略（P109））
- ・ **【重複連携項目】** [ケアマネジメントによる、個人に合った一貫したきめ細かな障害福祉サービスの提供が行われるよう、行政、相談支援事業所、障害福祉サービス提供事業所が連携し、サービス提供の在り方、資源の調整を図り、身近な地域で自立ができるような生活支援・環境づくりに努めます。[4-7 安心暮らし推進プロジェクトとの連携項目]（総合振興計画 4・4・2・(2)）]

基本目標 2 ひとや企業とのつながりを築く



(1) 数値目標

指標	基準値(R2)	目標値(R8)
政策実施に伴う移住者数	43 人	200 人 (累計)
市ホームページアクセス件数	301,540 件/月平均 (R3)	350,000 件/月平均

(2) 基本的方向

人口減少が進む中においても本市が持続性と発展性を備える上では、本市に愛着や誇りをもつひとや企業を創出し、さらにはそういった方たちとつながりを築くことが重要です。

そのために、いなか暮らしを望む方の本市への移住を促進することや小学校・中学校・高等学校段階における地元で誇りを持つ人材の育成を推進し、本市へのひとの定着を目指します。

加えて、市外にありながらも本市や本市の人々と多様なかたちで関わる関係人口や企業とのつながりを深め、まちづくりの力にしていく取組を展開します。

(3) 具体的な施策

※本文中末尾の表記：（[計画名]掲載箇所の体系番号）

2-1 都市住民向け PR プロジェクト

（横断 2 新たな時代の流れを力にする）

本市での豊かな暮らしや夢の実現等への機運の醸成を図るため、特に都市住民や若者、女性に向け、本市への居住につながる効果的、戦略的な情報発信を行います。

また、本市の魅力を広く発信するため、ふるさと納税の強力な宣伝効果を活用し、特産品等を通じた知名度向上を図ります。

KPI (重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
市公式 LINE 登録者数	件	6,042 (R3)	9,000
特産品等を通じた知名度向上に資する 情報発信サイトのアクセス件数	件/月 平均	—	100,000

1 各種媒体（広報紙、ホームページ、SNSなど）を活用した情報発信の充実

- ・観光特産品協会と連携し、観光パンフレットやインターネットはもちろん、各種媒体を有効活用し、多角的な情報発信に努めます。（総合振興計画 3・4・2・(1)）
- ・全ての人に分かりやすい行政情報を提供できるよう、広報紙やホームページ等多様な媒体での情報発信を行い、LINE や SNS 等を活用した相互情報通信の充実を図り、スピーディーな情報発信に努めます。（総合振興計画 7・1・4・(1)）

- ・ 情報発信に当たっては市民ニーズに合わせた、わかりやすい提供に努めます。また、スマートフォンアプリでの情報共有などデジタル化への対応も検討していきます。(総合振興計画 7・1・4・(2))
- ・ **【重複連携項目】** [移住交流支援センター「エスプラネード」を活用し、多様な媒体での移住希望者向け情報発信や都市住民に向けた移住セミナー、移住体験メニューの提供等を実施し、移住・定着を促進します。[2-2 移住定着拡充プロジェクト、3-3 子育て支援プロジェクトとの連携項目] (総合振興計画 2・1・2・(5))]

〈市ホームページ等の充実〉

- ・ ①ホームページのウェブアクセシビリティ、ユーザビリティの向上を図るとともに、掲載する情報を更に充実させ、市民等の利便性向上を図ります。
- ・ ②Facebook(フェイスブック)、LINE(ライン)、Instagram(インスタグラム)、YouTube(ユーチューブ)などの各種SNS活用を図り、市民や観光客が、まちのプロモーションに参加できる仕組みづくりを行います。(情報化計画 1・(5)・①)

〈市公式LINEを中心とした行政サービス充実強化〉

- ・ ①市公式LINEを小さな市役所として位置付け、市民目線に立った各分野の情報提供の充実を図ります。(情報化計画 1・(7)・①)

【重複連携項目】 [▶ **特産品を活用したふるさと納税のPR**

- ・ ふるさと納税各種ポータルサイト運営会社が実施するふるさと納税PRイベントに積極的に参加し、志布志ブランドの確立を推進します。[2-4 関係人口創出・拡大プロジェクトとの連携項目] (総合振興計画 3・5・2・(4))]

2-2 移住定着拡充プロジェクト

移住希望者を受け入れ、移住や定着を促進するため、それらの受け皿となる拠点の整備やコーディネートする人員の配置を行うほか、ターゲットを定めた情報発信の強化や住居の確保、就業に関する支援など、総合的な支援体制の構築に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
政策実施に伴う移住者数	人	43	200(累計)
移住セミナー開催回数	回	13	50(累計)

1 U I J ターンの促進(住宅取得費用等の助成、お試し移住体験ツアーの実施、空き家バンクを活用した定住の推進、定住促進住宅用地の分譲)

- ・ 移住に係る助成や空き家バンクの運営、定住促進住宅用地の分譲などにより移住・定着を促します。(総合振興計画 2・1・2・(1))

2 外部人材の活用、住居仕事など、移住に伴う総合案内窓口の整備と都市部での移住セミナーの開催

- ・移住交流支援センター「エスプラネード」を活用し、多様な媒体での移住希望者向け情報発信や都市住民に向けた移住セミナー、移住体験メニューの提供等を実施し、移住・定着を促進します。[2-1 都市住民向けPRプロジェクト、3-3 子育て支援プロジェクトとの連携項目] (総合振興計画 2・1・2・(5))

3 子どもを生み育てやすい住宅の確保、居住環境の実現やまちづくりの推進

- ・空き家となった既存の住宅・建築物の利活用により、サテライトオフィス、コワーキングスペース、交流施設やセカンドハウスなど、働き方改革や地元回帰に資するテレワーク環境構築に努めます。(デジタル田園都市国家構想総合戦略 (P92))
- ・子どもを生み育てやすい良質な住宅を確保し、子育てしやすい居住環境の実現とまちづくりを推進するため、子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの推進や住宅内テレワークスペース等の確保、子育て世帯の住宅取得の推進、職住育近接のまちづくり等の取組を推進します。(デジタル田園都市国家構想総合戦略 (P119)、デジタル田園都市国家構想総合戦略 (2023 改訂版) (P18))

【重複連携項目】 [▶ 空き家対策の推進、住宅リフォーム助成事業拡充

- ・空き家については、空家特措法を活用し、迅速かつ適正な対策を進めることで、空き家件数の低減に努めます。[4-1 快適な生活支援プロジェクトとの連携項目] (総合振興計画 1・2・1・(3))

2-3 まち思い人材育成プロジェクト

(横断1 多様な人材の活躍を推進する)

将来の地域を支える人材を育成するため、小学校・中学校段階において郷土教育等地域に関連する授業を実施することや高等学校段階においては地域と高等学校が連携・協働し、地域への課題意識や貢献意識を深めるような探求的な学びを実現していくこと等により魅力化を図り、地域を知り、誇りを持ち、根付くような人材の育成を推進します。

KPI (重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
地域の行事に参加している児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査質問紙調査)	%	小学校 62.1 中学校 52.7	小学校 72.2 中学校 55.2

1 地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組

- ・子どもが豊かな人間性や主体性、社会性、責任感などの資質を育むために、豊かな自然環境を活用した自然体験活動や社会体験活動、世代間交流などの体験学習活動を推進します。(総合振興計画 5・2・2・(1))
- ・「鹿児島県家庭教育支援条例」の趣旨を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭が全ての教育の原点であるという認識の下、家庭教育に関する学習機会の充実を図り、教育力の向上に努めます。また、保護者を対象とした相談体制の整備を図るとともに、家庭教育に関する情報提供に努めます。(総合振興計画 5・2・2・(2))

2 高等学校の魅力化

- ・小・中学校、高等学校の各段階において、地域への課題意識や貢献意識を深めるような学びを実現し、地域に誇りを持ち、根付くような人材の育成を推進します。(総合振興計画 2・1・2・(7))

3 郷土教育の推進

- ・郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい青少年を地域ぐるみで育成するために、家庭、学校及び地域と連携しながら地域の教育力の向上を図ります。(総合振興計画 5・2・2・(3))

2-4 関係人口創出・拡大プロジェクト

(横断2 新たな時代の流れを力にする)

地域外にありながら地域や地域の人々に多様なかたちで関わる「関係人口」を地域の力にしていいため、個人や企業が本市と継続的なつながりを持つ機会、きっかけを創出するなど、本市と「関係人口」の関係性を深める取組を行います。

K P I (重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
ふるさと納税寄附件数	件	217,136	200,000 ※市場規模拡大想定 の下での維持設定

1 特産品を活用したふるさと納税のPR

- ・ふるさと納税各種ポータルサイト運営会社が実施するふるさと納税 PR イベントに積極的に参加し、志布志ブランドの確立を推進します。[2-1 都市住民向けPRプロジェクトとの連携項目] (総合振興計画 3・5・2・(4))

2 ふるさと納税者や地元出身者等をターゲットとした交流イベント、体験ツアー等の開催

- ・ふるさと納税や地元出身者等をターゲットとした交流イベント、体験ツアー等の開催や企業等との包括的な連携をするなど関係人口の創出・拡大に努めます。(総合振興計画 2・1・2・(6))

3 グリーンツーリズムの推進

- ・特産品をはじめとする「食」の掘り起こしや開発、各種ツーリズム等の体験型観光については、まちや地域経済の活性化につながる取組として積極的に展開します。(総合振興計画 3・4・2・(3))

【重複連携項目】 [▶ 企業等との包括的な連携の推進

- ・パブリックマインドのある企業等との包括的連携協定の締結を推進し、市民サービスの向上を図るとともに、地域の活性化等を目的とした取組を実施します。[2-5 官民連携推進プロジェクトとの連携項目] (総合振興計画 7・1・3・(5))]

2-5 官民連携推進プロジェクト

(横断1 多様な人材の活躍を推進する、横断2 新たな時代の流れを力にする)

企業等とのつながりを地域の力にしていくため、包括的な連携の推進を図るとともに、企業版ふるさと納税を推進します。また、企業等とのパートナーシップの構築により、SDGsの達成にもつなげます。

KPI(重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
企業版ふるさと納税寄附件数	件	3	20
企業との包括連携協定締結数	件	8	13

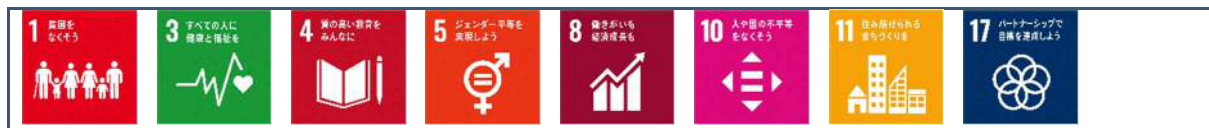
1 企業版ふるさと納税の推進

- ・ 予算編成方針説明会等により、本市の財政状況を全職員が認識し、限られた財源の効率的な配分を行います。(総合振興計画 7・2・2・(2))

2 企業等との包括的な連携の推進

- ・ パブリックマインドのある企業等との包括的連携協定の締結を推進し、市民サービスの向上を図るとともに、地域の活性化等を目的とした取組を実施します。[2-4 関係人口創出・拡大プロジェクトとの連携項目](総合振興計画 7・1・3・(5))
- ・ 地域課題の解決や地域資源の活用等を通じた地域活性化を目的に、大学等との連携を深め、連携した取組の創出に努めます。また、この取組を進めるとともに、デジタル技術等も活用し、大学等のサテライトキャンパス設置ができる環境構築に努めます。(デジタル田園都市国家構想総合戦略(P104)、デジタル田園都市国家構想総合戦略(2023改訂版)(P14))

基本目標 3 結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる



(1) 数値目標

指標	基準値(R2)	目標値(R8)
出生率[人口千人対] (出産年齢女性人口割合)	6.3‰ (15.0%)	7.0‰ (15.0%)
図書館の利用者数	57,357 人	120,000 人

(2) 基本的方向

少子化の流れに歯止めをかけるためには、安心して結婚し、子どもを産み育てることができ、環境を整えることにより、特に若い世代において、結婚・出産・子育ての希望を実現できることが重要です。

そのために、引き続き、結婚や出産に対するサポートを行うとともに、包括的で切れ目のない子育て支援策を講じます。

加えて、子育て世代の働く場など、社会全体で少子化対策に取り組む機運を醸成することや本市における教育の場を整え、子どもたちが健やかに育つ地域社会の形成を目指します。

(3) 具体的な施策

※本文中末尾の表記：([計画名]掲載箇所の体系番号)

3-1 結婚支援プロジェクト

結婚、妊娠・出産、子育ての各段階のうち、特に結婚段階を支援するため、若い世代への結婚に至る前の出会いの場の提供や新婚世帯の経済的支援に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
婚活イベントによるカップル成立数	組	0	10(累計)

1 各種団体と連携した出会いサポート事業と新婚世帯家賃助成事業の創設(若年層移住、婚姻促進及び少子化の緩和対策)

- 若い世代への結婚に至るまでの出会いの場の提供や新婚世帯への経済的支援を行います。

(総合振興計画 2・1・2・(4))

3-2 ウェルカム赤ちゃんプロジェクト

結婚、妊娠・出産、子育ての各段階のうち、特に妊娠・出産段階を支援するため、「子育て世代包括支援センター」を中心とした切れ目のない支援策を講じるほか、経済的な支援、適切な情報の提供による支援等、不安なく赤ちゃんを迎えられる取組を推進します。

KPI(重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
出生数 (合計特殊出生率)	人	193 (1.89 (R1))	215 (2.15)

1 子育て等に特化した情報提供アプリの導入と情報配信

- 母と子の健康の保持と増進のため、母子健康手帳アプリによる情報発信や関係機関と連携した妊娠から出産、子育てまで一貫した保健指導や医療体制の充実を図り、サービスを受けやすい体制づくりに努めます。また、多様な子育てに関する相談に対応するため、職員のスキルアップを図ります。(総合振興計画 4・3・2・(2))

〈子育て特化型サービスの確立〉

- ①子育てに関する情報を提供するためのスマートフォンアプリの導入の検討を行います。
- ②母子健康手帳アプリの周知や機能を充実させ、利用促進を図ります。(情報化計画 3・(2)・②)

2 子育て世代包括支援センターを中心とした継続的な支援、不妊治療費助成

- 子育て世代包括支援センター等による妊娠・出産・育児の切れ目のない支援についての体制づくりや産前・産後ケアの充実を図ります。(総合振興計画 4・3・2・(4))

〔重複連携項目〕 [▶ 出産・子育て世帯への経済的支援(不妊治療費助成や出産祝金をはじめとする各種支援)

- 妊娠・子育てに関する経済的な負担を軽減するため実施している各種事業の検証・見直しを行い、子育て世帯に寄り添った施策を推進します。[3-3 子育て支援プロジェクトとの連携項目] (総合振興計画 4・3・1・(2))]

3-3 子育て支援プロジェクト

結婚、妊娠・出産、子育ての各段階のうち、特に子育て段階を支援するため、子どもを取り巻く環境を整備するとともに、子育て世代への経済的支援を行うなど、子育てに喜びを感じられる取組を推進します。

KPI(重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
ファミリーサポート登録数(依頼会員数)	人	197	220
新たに開設した医療機関数(小児科)	件	—	1

1 子どもの居場所づくりと保護者の仕事と子育ての支援保育園の定員適正化、ファミリーサポートセンター事業と病児保育事業の拡充、子育て支援施設の整備及び充実、放課後における児童の健全育成)

- ・子どもの居場所づくりと保護者の仕事と子育ての両立を支援するために、保育施設の整備や保育サービスの拡充を図ります。(総合振興計画 4・3・1・(3))

2 出産・子育て世帯への経済的支援(不妊治療費助成や出産祝金をはじめとする各種支援)

- ・妊娠・子育てに関する経済的な負担を軽減するため実施している各種事業の検証・見直しを行い、子育て世帯に寄り添った施策を推進します。[3-2 ウェルカム赤ちゃんプロジェクトとの連携項目](総合振興計画 4・3・1・(2))
- ・【重複連携項目】 [移住交流支援センター「エスプラネード」を活用し、多様な媒体での移住希望者向け情報発信や都市住民に向けた移住セミナー、移住体験メニューの提供等を実施し、移住・定着を促進します。[2-1 都市住民向けPRプロジェクト、2-2 移住定着拡充プロジェクトとの連携項目](総合振興計画 2・1・2・(5))]

〈ICTを活用した子どもの安全対策等の推進〉

- ・①欠席、遅刻届、アンケート等の機能の活用を推進し、利便性の向上を図ります。
- ・②未登録者への登録を促進し、情報伝達手段や緊急連絡手段として確立します。(情報化計画 3・(1)・②)

〈子育て特化型サービスの確立〉

- ・①子育てに関する情報を提供するためのスマートフォンアプリの導入の検討を行います。
- ・②母子健康手帳アプリの周知や機能を充実させ、利用促進を図ります。(情報化計画 3・(2)・②)

3 小児医療の確保

- ・市内の各医療機関及び曾於医師会と連携し、不足する診療科の確保に努めます。(総合振興計画 4・1・3・(2))

【重複連携項目】 [▶ 保育所等訪問支援事業の拡充(障がい児)

- ・障がいのある児童の健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるよう保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携し、発達障がい等のあらゆる課題に継続的に対応できるよう支援の体制づくりに努めます。[4-7 安心暮らし推進プロジェクトとの連携項目](総合振興計画 4・4・2・(4))]

3-4 仕事子育て両立支援プロジェクト

(横断1 多様な人材の活躍を推進する)

仕事と家庭が両立できる「働き方」を実現し、男女ともに社会や家庭で活躍できる社会を構築するため、事業主を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発や働きやすい職場環境づくりに関する支援等を行います。

また、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、女性に向けた就業支援や雇用環境の改善に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
女性活躍推進事業に取り組んだ事業所数	社	3	15

1 ワークライフバランスの推進及び働きやすい職場環境の整備促進

- ・一人一人が男女共同参画への理解を深めるために、学校、家庭及び地域などのあらゆる機会を通じて、性別に関わりなく個性を伸ばし自立を育む教育及び学習を推進します。(総合振興計画 6・2・2・(1))
- ・雇用等の分野において、誰もが性別に関わりなくその個性と能力を発揮することができるとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が図られるよう周知及び徹底に努めます。(総合振興計画 6・2・2・(5))

【重複連携項目】 [▶ 鹿児島労働局との「雇用対策協定」締結に基づく実効性ある施策の展開

- ・鹿児島労働局との「雇用対策協定」締結に基づく、人材の育成・確保や若者の地元就職、企業誘致等、雇用対策に関する施策を総合的、効果的かつ一体的に取り組みます。[1-6 地元活躍人材育成プロジェクトとの連携項目] (総合振興計画 3・1・1・(5))]

3-5 ころざしアップ教育推進プロジェクト

(横断1 多様な人材の活躍を推進する、横断2 新たな時代の流れを力にする)

児童生徒やその保護者等が、この場所で学びたい、学ばせたいと思う地域で在り続けるため、図書館や塾の立地条件等などの環境要因に左右されない学習環境の提供を行うとともに、家庭学習を習慣化するための啓発などを行い、確かな学力の定着を図ります。

また、急速に情報化が進展する中での生きる力を育むため、子どもたちの情報活用能力を育成するプログラミング教育や教科指導でのICT活用、教員の事務負担の軽減と子どもと向き合う時間の確保のための統合型校務支援システムの活用など、教育の情報化を推進します。

K P I (重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
学力水準 (全国学力・学習状況調査の正答率)	%	小6国語 65 【国：63.8】 小6算数 64 【国：66.6】 中3国語 65 【県：70】 中3数学 53 【県：57】	小6 全国平均を上回る 中3 県平均を上回る
「志学教室」平均参加者数【中学生】	人	88	100

1 グローバルな人材育成を目指した取組（「志学教室」（土曜学習教室）の開講をはじめとする各種取組）

- ・家庭や地域と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むキャリア教育・主権者教育を推進します。(総合振興計画 5・1・1・(7))

2 小中学校の英語外国語教育の充実、学力調査等を通じた児童生徒の実態の把握

- ・学校教育においては、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を目指し、学力の向上、心の教育の充実及び健康の増進や体力の向上など学校教育の充実に努めます。(総合振興計画 5・1・1・(1))

3 授業改善による学力向上

- ・個性を生かす教育を充実させ、特色ある教育・学校づくりを進めるため、自然環境を生かした体験活動や読書活動等を積極的に進めるとともに、学習指導法の改善に努めます。(総合振興計画 5・1・1・(2))

〈教育データの利活用の推進〉

- ・①学校ごとで保管している教育データを統合・分析して学習の最適化を図ることができる仕組みを検討します。
- ・②校務効率化や質の高い教育を実現するために、学校間や市役所をはじめとする関係機関とプライバシー保護やセキュリティ対策が徹底されたデータ即時共有の仕組みを検討します。
- ・③子どもの学習状況を踏まえて、保護者が家庭学習の支援ができる仕組みを検討します。(情報化計画 3・(5)・②)

4 計画的なICT環境の整備

- ・G I G Aスクール構想において、導入した一人一台タブレット端末、教育用ソフト等を活用して、児童・生徒それぞれに応じた個別最適化された学びが実現される環境づくりに努めます。(総合振興計画 5・1・1・(4))

〈ICTを活用した情報活用教育の推進〉

- ・①情報教育担当者へのきめ細やかな実技研修を計画的に実施し、ICTに関する知識の習得と学力向上に寄与します。
- ・②ICT活用促進のため就学援助世帯へのインターネット環境整備の就学援助費を支給します。(情報化計画 3・(5)・①)

基本目標4 魅力的で、安心して暮らせるまちをつくる



(1) 数値目標

指標	基準値(R2)	目標値(R8)
新たな地域コミュニティの組織数	3 地区 (R3)	17 地区
宿泊者数	66,092 人	90,000 人
ゴミの再資源化率	75.1%	80.0%

(2) 基本的方向

人口減少社会に適応する上では、人々が暮らしやすいと感じられるまちの基盤を維持・確保しつつ、さらに、人々が訪れたい、住み続けたいと思える地域づくりを通じ、まちの魅力を高めることが重要です。

そのために、都市機能や日常生活サービス機能、集落生活圏の維持・確保を目指すとともに、併せて広域での連携なども推進します。

また、本市ならではの観光地づくりや環境にやさしいまちづくりに取り組むとともに、地域の防災力を高め、未来の世代へ引き継いでいけるまちの形成を推進します。

(3) 具体的な施策

※本文中末尾の表記：〔計画名〕掲載箇所の体系番号)

4-1 快適な生活支援プロジェクト

(横断2 新たな時代の流れを力にする)

人口減少社会においても誰もが暮らしやすいと思えるような持続可能なまちづくりのため、経済や生活に必要な機能を一定の地域に集約する「コンパクトなまちづくり」やそれらと各地域を交通や情報通信で結ぶ「ネットワークの形成」に取り組みます。

さらに、地域の暮らしに不可欠な地域公共交通サービスの確保・充実等を図るとともに、集落生活圏やコミュニティの在り方の見直しに取り組みます。

KPI (重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
公共交通の利用者数	人	96,877	102,100
新たな地域コミュニティ組織数 (再掲)	地区	3 (R3)	17

1 地域の特性を生かしたコンパクトなまちづくり

- ・都市計画マスタープランによる計画的な施策を展開し、地域の特性を生かしたコンパクトなまちづくりを進め、居住機能や産業機能を集約するとともに、自然と調和したまちが形成されるよう、適正な土地利用の推進を図ります。(総合振興計画 1・2・1・(1))

- ・自治会や各種団体が課題を共有し、解決に向け協力することによって、今まで取り組めなかった事業や広域的に取り組んだ方が効果的・効率的な事業、単独の団体では実施が難しくなってきた事業などに、一体となって取り組むことができる新たな場づくりを推進し、その活動を支援します。(総合振興計画 6・1・2・(1))
- ・【重複連携項目】 [地震、津波、台風等の自然災害から市民の生命や財産、公共施設等を守り災害を未然に防止するため、定期的に危険箇所の見直しを図りながら、津波対策事業や急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業を計画的に導入し、危険地区の防災対策を図ります。[4-8 地域防災力強化プロジェクトとの連携項目] (総合振興計画 2・5・4・(1))]
- ・【重複連携項目】 [災害対策本部機能の充実・強化各種災害等に迅速に対応できる体制の整備を図り、災害をはじめとするあらゆる危機事象に対応できるよう庁内体制の強化と訓練の充実を図るとともに、避難・備蓄対策を推進します。[4-8 地域防災力強化プロジェクトとの連携項目] (総合振興計画 2・5・4・(6))]

〈まちづくり活動へのICTを活用した活性化支援〉

- ・①広報紙での特集記事を作成し、地域活動の支援を行います。
- ・②SBS元気告知板を活用して、地域活動の広報を行い、まちづくり活動の活性化を促進します。
- ・③地域コミュニティ協議会において、ICTを活用できる継続的な運営に対する支援等の検討を行います。(情報化計画 3・(4)・①)

2 身近にICTを利用できる環境の整備維持とデジタル活用支援

- ・スマートフォンやタブレットなどの急速な普及に対応できる環境の整備に努めます。(総合振興計画 1・3・1・(1))
- ・市民の誰もが安心してICTによる利便性を享受できるよう、身近な場所で相談や学習ができる環境の整備や情報発信に努めます。(総合振興計画 1・3・1・(3))
- ・場所や年齢、所得水準、学歴など個人によるもののほか、技術者などの人材の有無などを要因とするデジタル・デバイドの解消に努めます。(総合振興計画 1・3・1・(4))

〈身近にICTを利用できる環境の整備〉

- ・①公共端末の利用状況について、確実な把握と分析を行います。
- ・②公共端末に代わるサービスを検討し、利用しやすい環境を整備します。
- ・③公共施設等に公衆無線LANを整備し、市民等の利便性を向上させます。
- ・④公衆無線LANを整備済みの公共施設のうち、避難所に指定されている施設については、受信エリアの拡大及びセキュリティを向上させます。(情報化計画 1・(2)・②)

〈デジタル活用支援の実施〉

- ・①スマートフォン講座等を開催し、デジタル弱者への情報活用能力の向上を図ります。
- ・②地域へのSNS利活用促進のための人材育成研修を行います。(情報化計画 1・(4)・①)

〈コネクテッドカーを活用したサービス格差〉

- ・①地域における行政サービスの利用を促進するため、通信機器等を搭載したコネクテッドカーにより、各地域で各種手続が行えるよう導入を検討します。

- ・ ②地域コミュニティ協議会との連携を図りながら地域活性化のための活動を支援します。
（情報化計画 1・(5)・⑥）

3 JR日南線利用促進連絡協議会による啓発強化

- ・ JR日南線利用促進連絡協議会による利用促進を図ります。（総合振興計画 1・1・4・(4)）

4 新たな公共交通ネットワークの構築及び交通空白地域の解消の検討

- ・ 市民の福祉増進、生活の維持に重要な役割を果たしている地方バス路線の維持・確保はもとより、近隣自治体と連携した広域的な取組を継続します。（総合振興計画 1・1・4・(1)）
- ・ 小学生以上の市民を対象とした事前予約型の乗合い送迎サービス「チョイソコしぶし」と高齢者や障がい者の交通手段である福祉タクシーとのすみ分けを明確にし、交通弱者の移動手段の確保を図ります。（総合振興計画 1・1・4・(2)）
- ・ 地域公共交通計画を策定し、既存路線のルート・ダイヤの見直しやバス停の集約化など、利便性の向上を目的とした公共交通ネットワークの再構築を図ります。（総合振興計画 1・1・4・(3)）

5 空き家対策の推進、住宅リフォーム助成事業拡充

- ・ 空き家については、空家特措法を活用し、迅速かつ適正な対策を進めることで、空き家件数の低減に努めます。[2-2 移住定着拡充プロジェクトとの連携項目]（総合振興計画 1・2・1・(3)）

6 既存ストックの有効活用

- ・ 公営住宅等長寿命化計画のもと、計画的な更新や維持管理を行い、長寿命化を図るとともに、入居者が安心・快適に暮らせるバリアフリー化や単身者及び多子世帯等のニーズに対応した住宅の整備を進めます。（総合振興計画 2・1・1・(1)）
- ・ 生活道路については、地域住民主導による「共生・協働・自立」のまちづくりを尊重しながら、適切な維持管理に努めるとともに、コストの縮減を図り、短期間で効果が見られるような道路の規格・構造として、地域の実情に合った道路整備を図ります。（総合振興計画 2・1・3・(1)）
- ・ 誰もが利用しやすい市民の憩いの場のほか、災害時などの地域防災拠点としても位置付けられる公園緑地の整備を推進します。（総合振興計画 2・1・4・(1)）

7 誰もが安心して暮らせる多文化共生社会の実現

- ・ 外国人住民の情報ニーズを把握しながら、外国人住民に対する行政情報の提供の方針を作成します。日本人住民に対して提供されている行政等に関する情報を外国人住民も得られるように多言語や分かりやすいやさしい日本語を使い分けながら、情報を提供していきます。（総合振興計画 6・2・3・(1)）

4-2 商工業賑わい創出プロジェクト

地域経済を支える中小企業の生産性向上と収益力強化を図るため、創業や経営に係る支援を包括的に行うとともに、商店街活性化などによる地域経済を維持、発展させるための取組を行います。

KPI(重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
商店街における新規開店・再開件数	件	13(累計)	18(累計) ※R2の空き店舗数による設定

1 官民一体による中小企業に対する包括的な支援、地域経済の維持及び発展を図るための支援

- ・創業支援のための各種セミナー・相談会等の開催や助成制度の整備を行います。(総合振興計画 3・3・1・(2))
- ・地域企業の新分野進出や新製品開発に対する支援を行い、活力ある地域企業の育成を図ります。(総合振興計画 3・3・1・(3))

〈地域通貨による地域経済活性化〉

- ・①お金の地産地消を推進して、地域内の経済循環を効果的に支援するため、地域通貨の導入を検討します。(情報化計画 3・(3)・③)

2 デジタル等の先進技術を活用した商工業や商店街活性化のプロジェクト実施

- ・商店街の活性化及び魅力ある店舗づくりを進めるため、空き店舗の解消や志布志市商工業支援制度の取組、商工会が実施する商工業振興対策事業などの支援を行います。(総合振興計画 3・3・1・(1))
- ・商工会と連携して指導・支援体制の強化を図り、店舗ごとのニーズに合った伴走型支援により包括的な経営の安定・強化に努めます。(総合振興計画 3・3・2・(1))
- ・にぎわいづくりのために定期的にイベントを開催するとともに、商店街のニーズに沿った事業を展開します。(総合振興計画 3・3・2・(2))
- ・プレミアム商品券発行事業等商工業振興事業の継続による消費者の購買意欲の高揚を図ります。(総合振興計画 3・3・2・(3))
- ・本市の食の更なるPRを行い、観光入込客数の増加による消費拡大を図り、地域経済の活性化に努めます。(総合振興計画 3・5・1・(2))

4-3 公共施設最適化プロジェクト

人口減少社会における人口規模や財政状況に適応した公共施設等を備えていくため、公共施設等のストックマネジメントを強化します。

KPI(重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
建物系公共施設の総資産量 (延床面積の削減率)	%	0.6	7.7
公衆無線LAN設置数	か所	18 (R3)	26

市スポーツ施設の利用者数	人	225,452 (R3)	350,000
文化会館等施設の年間入場者数	人	38,697 (R3)	72,000

1 公共施設等の長寿命化の推進、維持管理コストの削減、総資産量の適正化の実施

- ・ 長期的な視点に立ち、水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）を実施し、施設老朽化進行状況の把握及び財政的検討を行い、事業費の平準化を図り、持続可能な水道事業運営に努めます。（総合振興計画 2・2・1・(3)）
- ・ 中期財政計画や総合振興計画を踏まえ、事業内容の妥当性、投資効果、緊急性などを検討し、選択と集中による優先度を勘案した重点的・効率的な財政運営に努めます。（総合振興計画 7・2・1・(1)）
- ・ 公共施設の適正な維持管理を図るために、予防保全的な維持管理を検討し、ライフサイクルコストの縮減につなげます。（総合振興計画 7・2・3・(1)）
- ・ 施設、設備の更新や修繕は経費を伴うため、単年度で突出することのないよう庁舎管理の中長期的な年次計画について検討を行います。（総合振興計画 7・2・3・(2)）
- ・ 「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設等個別施設計画」を推進することで、施設の更新、統廃合及び長寿命化等を行うに当たっては、PFI事業の活用も検討し、財政負担の軽減及び平準化を図ります。（総合振興計画 7・2・3・(3)）
- ・ 「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設等個別施設計画」を踏まえ、施設の計画的な維持管理、長寿命化や統廃合等に努め、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、施設方針の検討結果の実現に向けて検討します。（総合振興計画 7・2・3・(4)）
- ・ 大規模改修や新庁舎建設を見据えた庁舎整備基金（仮称）への積立を行い、将来の財源不足を補い世代間の負担の均衡を図ります。（総合振興計画 7・2・3・(5)）

〈公共施設予約管理の情報化推進〉

- ・ ①ホームページに予約先や年間行事予定等の情報提供を行います。
- ・ ②施設利用の利便性向上を図るため、費用対効果を勘案し、予約システムの導入を検討します。（情報化計画 3・(5)・③）

4-4 広域連携推進プロジェクト

圏域人口を確保し、活力ある社会経済を維持するため、定住自立圏や大隅総合開発期成会など、近隣自治体との広域行政への参画を通じ、市単独では解決できない課題の解決や広域で取り組むことでより高い効果を生むと考えられる事項の推進を図ります。

KPI(重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
定住自立圏形成協定締結数 (新たな連携事業数)	圏域	2 (一)	2 (3)

1 定住自立圏の共生ビジョンに掲げた取組の推進（大隅定住自立圏）（都城広域定住自立圏）、大隅総合開発期成会及び南九州総合開発協議会における広域連携の取組推進

- ・大隅定住自立圏共生ビジョンと都城広域定住自立圏共生ビジョンによる広域的な連携を更に推進します。（総合振興計画 2・1・2・(3)）
- ・国や県、医療機関との連携や広域での支援体制を強化することで、災害発生時に的確な対応ができる体制を構築します。（総合振興計画 2・5・1・(4)）

2 広域連携による観光振興（株式会社おおすみ観光未来会議による大隅エリア観光戦略の推進など）

- ・大隅広域観光開発推進会議を中心に広域的な観光ルートや滞在型の観光メニューの充実を図り、観光入込客数の増加に向けた取組を行います。（総合振興計画 3・4・2・(4)）

4-5 観光パワーアッププロジェクト

ひとが訪れたいと思える魅力ある観光地づくりのため、ダグリ岬やJR志布志駅、日本遺産に認定された麓地区など、本市の個性を生かした観光分野の振興を図るとともに、広域連携による観光振興にも取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
観光入込客数	万人	31.3	90
宿泊者数（再掲）	人	66,092	90,000

1 JR志布志駅を核とした賑わいとおもてなし拠点の周辺整備

- ・観光・物産における総合的な案内及び情報発信や観光客を迎える施設にふさわしい「おもてなしの玄関口」としてJR志布志駅周辺の賑わいづくりと総合観光案内所の更なる充実を図ります。（総合振興計画 3・4・3・(1)）

2 ダグリ岬公園周辺整備基本計画の整備推進と、歴史遺産を活用した観光まちづくり（歴史遺産の保全と観光資源化）

- ・美しい自然や多くの恵まれた歴史資源を活用した観光地づくりと歴史等を散策する「まちあるき」観光を推進するため、観光客の利便性を図る整備やダグリ岬海水浴場を中心としたダグリ公園周辺の整備を実施し、豊富な海洋性動植物やマリンスポーツを通じた体験型観光の拠点として活用します。（総合振興計画 3・4・1・(1)）
- ・志布志東部地区（志布志駅周辺から志布志麓を中心としたエリア）については、関係機関・団体と連携を図りながら、地域の歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくりを進めます。（総合振興計画 5・3・2・(6)）

3 スポーツ合宿受入拡大と施設環境整備推進

- ・スポーツ合宿の誘致については、受入体制の整備を図るとともに、更なる誘致活動を促進します。（総合振興計画 3・4・2・(5)）

- ・施設整備については、老朽化が進んでいる体育館の修繕、地域特性にあった施設整備の充実を図るため、各関係者の理解を得ながら、計画的な整備に努めます。(総合振興計画 5・2・3・(4))
- ・スポーツ合宿、スポーツキャンプの増加に対応するため、施設管理の充実を図るとともに、観光分野との連携を強化します。(総合振興計画 5・2・3・(5))

4 観光資源や自然を十分に活かした一体感のある体験プログラムの整備

- ・整備が進められている志布志港や都城志布志道路等の交通基盤を効果的に活用し、自然、歴史、文化及び農林水産資源を組み合わせた体験・交流型の観光を推進します。(総合振興計画 3・4・1・(5))

4-6 環境にやさしいまちの推進プロジェクト

(横断2 新たな時代の流れを力にする)

適正なごみ処理により自然環境への影響を最小限に留めることや資源の有効活用、埋め立て処分場の延命化等のため、リサイクル率の向上に取り組みます。
環境にやさしい取組により、ゼロカーボンシティの実現を目指し、SDGsの達成にもつなげます。

KPI(重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
使用済紙おむつを再資源化した数量	t/年	—	180

1 ごみ再資源化の推進

- ・資源の有効利用と清掃センターの延命化を図るため、事業者や市民を対象とした環境学習会を開催し、ごみの排出抑制や資源化等に関する意識の普及・啓発に努めます。(総合振興計画 2・3・1・(1))
- ・生ごみは、資源として堆肥化を行い、農地に還元する地域循環システムの構築を図ります。粗大ごみとして排出されている金属類などの資源物は可能な限り回収し、積極的なリサイクル体制の確立を図ります。(総合振興計画 2・3・1・(2))
- ・埋め立てごみの約2割を占める使用済紙おむつの再資源化に向けた取組を推進します。(総合振興計画 2・3・1・(6))

2 生物多様性地域戦略に基づく事業の実施

- ・「志布志市生物多様性センター」の設立や市民参加による動植物等の調査等を通して、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する理解を深めます。(総合振興計画 2・4・3・(1))
- ・市民や団体、事業者などの地域の多様な主体が連携して取り組む生物多様性の保全活動を推進します。(総合振興計画 2・4・3・(2))

3 脱炭素社会の実現に向けた取組

- ・太陽光発電やバイオマス発電など地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進します。(総合振興計画 2・4・1・(1))

- ・環境学習を推進するとともに、日常生活における脱炭素行動に対する共感・関心を広げ、2050年までに本市のゼロカーボンシティの実現を目指し取り組みます。(総合振興計画 2・4・1・(2))
- ・環境にやさしい商品を購入するグリーン購入法の推進など庁内の省エネルギー活動に積極的に取り組みます。(総合振興計画 2・4・1・(3))
- ・衛生自治会と連携し、緑のカーテン用のゴーヤ種と循環堆肥の無料配布等を実施し、省エネ活動を推進します。(総合振興計画 2・4・1・(4))
- ・志布志市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に基づき、公用車の更新時においては、ハイブリッド自動車等の低公害車・低燃費車の導入に努めるとともに、車両の用途に応じ、排気量の小さな車への更新を進めます。また、庁舎内の照明のLED化を進めます。(総合振興計画 2・4・1・(5))

4 港湾におけるデジタル化とカーボンニュートラル実現に向けた取組の推進

- ・志布志港港湾脱炭素化推進協議会へ参画し、国や港湾管理者である県、臨海部に集積する産業等と連携しながら、デジタル技術を活用しつつ、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、カーボンニュートラルポート(CNP)の形成を推進します。(デジタル田園都市国家構想総合戦略(P190))

4-7 安心暮らし推進プロジェクト

高齢化が進む中であってもまちの活力を維持するため、生涯現役の社会づくりを推進します。
また、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域の実情に応じた疾病予防や健康づくりの推進による地域の活性化を図るほか、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

KPI(重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
健康寿命 (平均自立期間：要介護2以上)	歳	男性：78.1 女性：82.4	男性：80.1 女性：84.4 (国並み)
ふれあいサロン数	か所	64	70

1 障がい者が安心して暮らせる生活の維持支援

- ・そお地区自立支援協議会やそお地区障がい者等基幹相談支援センター等関係機関と連携し、「障がい福祉」への理解促進のために周知啓発の充実に努めます。(総合振興計画 4・4・2・(1))
- ・ケアマネジメントによる、個人に合った一貫したきめ細かな障害福祉サービスの提供が行われるよう、行政、相談支援事業所、障害福祉サービス提供事業所が連携し、サービス提供の在り方、資源の調整を図り、身近な地域で自立ができるような生活支援・環境づくりに努めます。[1-6 地元活躍人材育成プロジェクトとの連携項目](総合振興計画 4・4・2・(2))
- ・判断能力が十分でない障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の利用の促進や中核機関となる成年後見支援センター設置など制度利用の支援体制の整備を推進します。(総合振興計画 4・4・2・(3))

- ・障がいのある児童の健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるよう保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携し、発達障がい等のあらゆる課題に継続的に対応できるよう支援の体制づくりに努めます。[3-3 子育て支援プロジェクトとの連携項目] (総合振興計画 4・4・2・(4))
- ・障がい福祉制度に関する情報提供や広報活動を推進し、日常生活用具給付事業や補装具給付事業などの利用を促進するとともに、居宅介護支援や短期入所支援、日中一時支援など障害福祉サービスの充実を図り、在宅における生活の利便性や福祉の向上に努めます。(総合振興計画 4・4・2・(5))

2 市民一人一人の安定した暮らしと生きがいの支援と ICT を活用した健康支援

- ・糖尿病等の生活習慣病については、生活習慣を改善することで、その予防、重症化や合併症を避けることができるため、特定健診の受診率の向上を図り、健康状態の把握に努めます。(総合振興計画 4・1・1・(1))
- ・自らの健康状態や生活習慣を振り返り、健康的な生活習慣を確立できるよう各種健康づくり事業を通して主体的な取り組みへの高揚を図るとともに、乳幼児から高齢者までライフステージに合った健康づくりができるよう保健、医療及び福祉が連携した体系的なサービスの充実を図ります。(総合振興計画 4・1・2・(1))
- ・地区ごとに健康づくり推進員を養成し、健康づくりの機運を醸成するとともに、活動の場が広がるように取り組みます。また、食生活改善推進員を中心に子どもから高齢者まで、健全な食生活を実践することのできる食育活動に取り組みます。(総合振興計画 4・1・2・(2))

〈ICTを活用した健康な市民生活支援〉

- ・①市民の健康意識向上のため、特定健診やがん検診、教室等の内容について、SBS元気告知板や市公式YouTube(ユーチューブ)を活用して、動画での発信を行い、意識の向上に努めます。
- ・②特定健診やがん検診、教室等の申込みや結果を参照できるシステムの導入について、先進自治体を参考に検討を行います。(情報化計画 3・(2)・①)

〈市民の健康や医療に関するデータベースの構築支援及び保健・福祉・医療関連機関の総合ネットワーク構築支援〉

- ・①健康や医療に関するデータベース構築について、情報化の動向を見ながら調査・検討を行います。(情報化計画 3・(2)・③)

3 互助活動を活性化し高齢者を地域で支援、ふれあいサロン事業の充実拡大(地域のリーダー育成)

- ・介護予防に関する知識の普及・啓発やボランティアの育成・支援を行います。(総合振興計画 4・2・1・(1))
- ・高齢者の健康寿命の延伸、疾病の重症化予防のため、市民一人一人が健康を意識して自らが行動し、健康づくりに取り組めるよう、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等の専門職が連携し、保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。(総合振興計画 4・2・1・(3))

- ・「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を基に、高齢者福祉関連事業を推進するとともに、評価・検証を実施し改善を図っていきます。(総合振興計画 4・4・1・(1))
- ・高齢者の閉じこもりを予防するため、交流・生きがいづくりの場として、ふれあいサロン活動の充実を図るとともに、地域ボランティアによる見守り活動についても充実を図ります。(総合振興計画 4・4・1・(2))
- ・障がい福祉制度に関する情報提供や広報活動を推進し、日常生活用具給付事業や補装具給付事業などの利用を促進するとともに、居宅介護支援や短期入所支援、日中一時支援など障害福祉サービスの充実を図り、在宅における生活の利便性や福祉の向上に努めます。(総合振興計画 4・4・3・(5))
- ・自助、公助、共助(互助)による共生・協働のまちづくりを推進していくことが求められている中、誰もが生活者の視点を持って積極的に地域社会における課題を考え、解決できるよう人材の育成に努めます。(総合振興計画 6・1・4・(2))

4-8 地域防災力強化プロジェクト

(横断2 新たな時代の流れを力にする)

地域経済活性化の基盤となる人々が安心して住み続けられるまちづくりのため、地域社会に密着した存在である消防団や自主防災組織等の充実、強化を図ります。
併せて、防災に係る情報発信の強化に取り組むほか、国土強靱化や防災をはじめとする安全・安心に向けた取組を推進します。

K P I (重要業績評価指標)	単位	基準値(R2)	目標値(R8)
消防団員数	人	447	495

1 団員処遇の広報、団員のいる企業への優遇措置による入団者の確保

- ・地域防災力の要となる消防団員の確保に向け、入団しやすく、活動しやすい環境を整備することで、消防団の充実及び強化を図ります。(総合振興計画 2・5・1・(1))

2 消防車両、救出救助資機材等の整備

- ・消防車両、器具、資材及び施設などの充実を図り、災害に強いまちづくりの実現に努めます。(総合振興計画 2・5・2・(1))

3 情報伝達手段の多重化、多様化(SNSやコミュニティFM等の整備、充実)

- ・防災行政無線と行政告知端末などを連動させ、迅速かつ正確な情報伝達に努めます。(総合振興計画 2・5・2・(2))
- ・緊急地震速報、津波警報など対処に時間的余裕のない事態に緊急情報を伝達するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)やコミュニティFM放送による地域密着型の緊急情報システムの活用、安全・安心メール配信などにより多方面からの情報伝達を行います。(総合振興計画 2・5・2・(3))

〈防災情報システムを活用した防災・減災力の強化〉

- ・①防災情報集約システムの検討を行います。

- ・ ②情報通信機器等を活用した確実な情報発信を行います。
- ・ ③防災用監視カメラを活用し、迅速な情報の共有化を図ります。
- ・ ④災害時に有効なFMしぶしの強靱化の検討を行います。
- ・ ⑤迅速的な復旧・復興作業を支援するため、システムのデータ更新やバージョンアップを定期的実施し、最新状態を維持します。
- ・ ⑥定期的な訓練を実施し、システムの安定稼働に努めます。 (情報化計画 3・(1)・①)

4 消防団員の資質能力向上のため、訓練等実施

- ・ 災害対応力の高い消防団組織を構築するため、各種訓練等により消防団員の資質向上に努め、市民が安心して暮らせる防災対策を推進します。 (総合振興計画 2・5・1・(2))

5 消防団と消防署や自主防災組織との連携強化

- ・ 災害の未然防止や災害発生時の迅速な避難、避難行動要支援者の救助活動などの初期活動により被害を最小限に抑えるため、防災リーダーの育成や市民による自主防災組織の育成・充実に努めます。 (総合振興計画 2・5・3・(1))

6 地域防災力の強化

- ・ 地震、津波、台風等の自然災害から市民の生命や財産、公共施設等を守り災害を未然に防止するため、定期的に危険箇所の見直しを図りながら、津波対策事業や急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業を計画的に導入し、危険地区の防災対策を図ります。 [4-1 快適な生活支援プロジェクトとの連携項目] (総合振興計画 2・5・4・(1))
- ・ 災害対策本部機能の充実・強化各種災害等に迅速に対応できる体制の整備を図り、災害をはじめとするあらゆる危機事象に対応できるよう庁内体制の強化と訓練の充実を図るとともに、避難・備蓄対策を推進します。 [4-1 快適な生活支援プロジェクトとの連携項目] (総合振興計画 2・5・4・(6))

〈事業継続計画（ICT-BCP）の強化〉

- ・ ①チェックリストを作成し、環境に適応した定期的な見直しを行います。
- ・ ②訓練等を実施し、災害発生時の行動の正確性を向上させます。
- ・ ③業務継続を確保するために課題の改善を行います。 (情報化計画 2・(4)・②)

第3章 取組内容 一覧

取組内容	総合振興計画等 関連施策
基本目標1 稼ぐ志布志をつくとともに、安心して働けるようにする	
1-1 農林水産業の成長産業化プロジェクト	
1 畑地かんがい施設の水利利用の推進（高収益品目の導入、安定生産の実現）	3-2-3-(3)
2 法人化の支援	3-2-1-(3) 3-2-1-(4)
3 総合的病虫害雑草管理（IPM）による減農薬体制支援と有機農業の推進、6次産業化や農商工連携の支援	3-2-2-(1) 3-2-4-(4)
4 スマート農林水産業の推進（ロボットやIoT、ドローンなどの先端技術の活用） ＜ICTを活用した鳥獣被害対策＞ ＜ドローンを活用した新たな産業振興＞ ＜スマート農業の確立＞	3-2-2-(5) (情報化計画 3・(1)・③) (情報化計画 3・(3)・④) (情報化計画 3・(3)・⑤)
5 持続可能な森林循環の確立とところざし花木ブランドの産地づくり推進	3-2-2-(3)
6 地域資源を生かした水産振興の取組支援	3-2-2-(4)
7 国内外の販路拡大支援	3-5-1-(1)
	3-5-2-(1)
	3-5-2-(2) 3-5-2-(3)
1-2 新規就農総合支援プロジェクト	
1 新規就農者・後継者の育成及び支援 ＜市内同業種間・関連業種間のネットワーク化の支援＞ ＜ICT技術を活用した農業課題解決の推進＞	3-2-1-(1) 3-2-1-(2) 3-2-2-(2) (情報化計画 3・(3)・①) (情報化計画 3・(3)・⑥)
1-3 企業誘致プロジェクト	
1 工業団地整備事業（用地取得・造成・分譲）	3-1-2-(1) 3-1-2-(2)
2 企業立地促進補助金等交付	3-1-2-(3)
3 企業立地推進（志布志港をはじめとする地域特性を生かした製造業や物流倉庫業等の誘致、市内企業の生産性向上促進）	3-1-2-(4) 1-1-1-(4) (※1-5)
1-4 志布志港輸出拡大プロジェクト	
1 志布志港を核とした物流の拡大	1-1-1-(1)
2 新規航路の開設に向けた取組及び既存定期航路の活性化策の検討・実施	1-1-1-(5)
3 新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進に資する補助制度の充実	1-1-1-(2)
4 海外への販路拡大支援	1-1-1-(7)
	3-5-2-(5) 3-5-2-(6)

(※〇—〇)：本戦略にて、[個別目標-施策-施策の方向性]が重複する連携項目

基本目標1 稼ぐ志布志をつくとともに、安心して働けるようにする (続き)	
1-5 国内貨物志布志港利用促進プロジェクト	
1 荷主・船社訪問による航路の存続及び貨物の確保、志布志港をはじめとする地域特性を生かした製造業や物流倉庫業等の誘致促進	1-1-1-(3) 1-1-1-(4) 3-1-2-(4) (※1-3)
1-6 地元活躍人材育成プロジェクト	
1 鹿児島労働局との「雇用対策協定」締結に基づく実効性ある施策の展開	3-1-1-(5)
2 地元高校生に対する市内企業等のPR活動実施、インターンシップの推進	3-1-1-(4)
3 WEBを活用した地元企業の情報発信支援事業(雇用、就業環境など)	3-1-1-(1) 3-1-1-(3)
4 進学のため市外県外に転出した若年層に向けたUターン政策の実施(地元在留の親世代へのアプローチ)	3-1-1-(6)
5 シルバー人材センター事業等高齢者雇用の充実・拡大	4-2-2-(1) 4-2-2-(2)
6 女性・高齢者等の活躍推進	4-4-2-(2) (※4-7) —

取組内容	総合振興計画等 関連施策
基本目標2 ひとや企業とのつながりを築く	
2-1 都市住民向けPRプロジェクト	
1 各種媒体(広報紙、ホームページ、SNSなど)を活用した情報発信の充実 <市ホームページ等の充実> <市公式LINEを中心とした行政サービス充実強化>	3-4-2-(1) 7-1-4-(1) 7-1-4-(2) 2-1-2-(5) (※2-2・3-3) (情報化計画 1・(5)・①) (情報化計画 1・(7)・①)
※ 特産品を活用したふるさと納税のPR	3-5-2-(4) (※2-4)
2-2 移住定着拡充プロジェクト	
1 Uターン促進、(住宅取得費用等の助成、お試し移住体験ツアーの実施、空き家バンクを活用した定住の推進、定住促進住宅用地の分譲)	2-1-2-(1)
2 外部人材の活用、住居仕事など移住に伴う総合案内窓口の整備と都市部での移住セミナーの開催	2-1-2-(5)
3 子供を生み育てやすい住宅の確保、居住環境の実現やまちづくりの推進	—
※ 空き家対策の推進、住宅リフォーム助成事業拡充	1-2-1-(3) (※4-1)
2-3 まち思い人材育成プロジェクト	
1 地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組	5-2-2-(1) 5-2-2-(2)
2 高等学校の魅力化	2-1-2-(7)
3 郷土教育の推進	5-2-2-(3)

(※〇—〇) : 本戦略にて、[個別目標-施策-施策の方向性]が重複する連携項目

基本目標2 ひとや企業とのつながりを築く（続き）		
2-4 関係人口創出・拡大プロジェクト		
1	特産品を活用したふるさと納税のPR	3-5-2-(4)
2	ふるさと納税者や地元出身者等をターゲットとした交流イベント、体験ツアー等の開催	2-1-2-(6)
3	グリーンツーリズムの推進	3-4-2-(3)
※	企業等との包括的な連携の推進	7-1-3-(5) (※2-5)
2-5 官民連携推進プロジェクト		
1	企業版ふるさと納税の推進	7-2-2-(2)
2	企業等との包括的な連携の推進	7-1-3-(5) —

取組内容	総合振興計画等 関連施策	
基本目標3 結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる		
3-1 結婚支援プロジェクト		
1	各種団体と連携した出会いサポート事業と新婚世帯家賃助成事業の創設（若年層移住、婚姻促進）	2-1-2-(4)
3-2 ウェルカム赤ちゃんプロジェクト		
1	子育て等に特化した情報提供アプリの導入と情報配信 <子育て特化型サービスの確立>	4-3-2-(2) (情報化計画 3・(2)・②)
2	子育て世代包括支援センターを中心とした継続的な支援	4-3-2-(4)
※	出産・子育て世帯への経済的支援（不妊治療費助成や出産祝金をはじめとする各種支援）	4-3-1-(2) (※3-3)
3-3 子育て支援プロジェクト		
1	子どもの居場所づくりと保護者の仕事と子育ての支援（保育園の定員適正化、ファミリーサポートセンター事業と病児保育事業の拡充、子育て支援施設の整備及び充実、放課後における児童の健全育成）	4-3-1-(3)
2	出産・子育て世帯への経済的支援（不妊治療費助成や出産祝金をはじめとする各種支援） <ICTを活用した子どもの安全対策等の推進> <子育て特化型サービスの確立>	4-3-1-(2) 2-1-2-(5)(※2-1・2-2) (情報化計画 3・(1)・②) (情報化計画 3・(2)・②)
3	小児医療の確保	4-1-3-(2)
※	保育所等訪問支援事業の拡充（障がい児）	4-4-2-(4) (※4-7)
3-4 仕事子育て両立支援プロジェクト		
1	ワーク・ライフ・バランスの推進及び働きやすい職場環境の整備促進	6-2-2-(1) 6-2-2-(5)
※	鹿児島労働局との「雇用対策協定」締結に基づく実効性ある施策の展開	3-1-1-(5) (※1-6)

(※〇—〇)：本戦略にて、[個別目標-施策-施策の方向性]が重複する連携項目

基本目標3 結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる（続き）	
3-5 ころざしアップ教育推進プロジェクト	
1 グローバルな人材育成を目指した取組（「志学教室」（土曜学習教室）の開講をはじめとする各種取組）	5-1-1-(7)
2 小中学校の英語・外国語教育の充実、学力調査等を通じた児童生徒の実態の把握	5-1-1-(1)
3 授業改善による学力向上 ＜教育データの利活用の推進＞	5-1-1-(2) (情報化計画 3・(5)・②)
4 計画的なICT環境の整備 ＜ICTを利活用した情報活用教育の推進＞	5-1-1-(4) (情報化計画 3・(5)・①)

取組内容	総合振興計画等 関連施策
基本目標4 魅力的で、安心して暮らせるまちをつくる	
4-1 快適な生活支援プロジェクト	
1 地域の特性を活かしたコンパクトなまちづくり ＜まちづくり活動へのICTを利活用した活性化支援＞	1-2-1-(1) 6-1-2-(1) 2-5-4-(1) (※4-8) 2-5-4-(6) (※4-8) (情報化計画 3・(4)・①)
2 身近にICTを利用できる環境の整備維持とデジタル活用支援 ＜身近にICTを利用できる環境の整備＞ ＜デジタル活用支援の実施＞ ＜コネクテッドカーを活用したサービス格差＞	1-3-1-(1) 1-3-1-(3) 1-3-1-(4) (情報化計画 1・(2)・②) (情報化計画 1・(4)・①) (情報化計画 1・(5)・⑥)
3 JR日南線利用促進連絡協議会による啓発強化	1-1-4-(4)
4 新たな公共交通ネットワークの構築及び交通空白地域の解消の検討	1-1-4-(1) 1-1-4-(2) 1-1-4-(3)
5 空き家対策の推進、住宅リフォーム助成事業拡充	1-2-1-(3)
6 既存ストックの有効活用	2-1-1-(1) 2-1-3-(1) 2-1-4-(1)
7 誰もが安心して暮らせる多文化共生社会の実現	6-2-3-(1)

基本目標4 魅力的で、安心して暮らせるまちをつくる（続き）

4-2 商工業賑わい創出プロジェクト

1 官民一体による中小企業に対する包括的な支援、地域経済の維持及び発展を図るための支援 ＜地域通貨による地域経済活性化＞	3-3-1-(2) 3-3-1-(3) (情報化計画 3・③・③)
2 デジタル等の先進技術を活用した商工業や商店街活性化のためのプロジェクト実施	3-3-1-(1) 3-3-2-(1) 3-3-2-(2) 3-3-2-(3) 3-5-1-(2)

4-3 公共施設最適化プロジェクト

1 公共施設等の長寿命化の推進、維持管理コストの削減、総資産量の適正化の実施 ＜公共施設予約管理の情報化推進＞	2-2-1-(3) 7-2-1-(1) 7-2-3-(1) 7-2-3-(2) 7-2-3-(3) 7-2-3-(4) 7-2-3-(5) (情報化計画 3・⑤・③)
--	--

4-4 広域連携推進プロジェクト

1 定住自立圏の共生ビジョンに掲げた取組の推進（大隅定住自立圏）（都城広域定住自立圏）、大隅総合開発期成会及び南九州総合開発協議会における広域連携の取組推進定住自立圏の共生ビジョンに掲げた取組の推進	2-1-2-(3) 2-5-1-(4)
2 広域連携による観光振興（株式会社おおすみ観光未来会議による大隅エリア観光戦略の推進など）	3-4-2-(4)

4-5 観光パワーアッププロジェクト

1 J R志布志駅を核とした賑わいとおもてなし拠点の周辺整備	3-4-3-(1)
2 ダグリ岬公園周辺整備基本計画の整備推進、歴史遺産を活用した観光まちづくり（歴史遺産の保全と観光資源化）	3-4-1-(1) 5-3-2-(6)
3 スポーツ合宿受入拡大と施設・環境整備推進	3-4-2-(5) 5-2-3-(4) 5-2-3-(5)
4 観光資源や自然を十分に活かした一体感のある体験プログラムの整備	3-4-1-(5)

基本目標4 魅力的で、安心して暮らせるまちをつくる（続き）

4-6 環境にやさしいまちの推進プロジェクト

1 ごみ再資源化の推進	2-3-1-(1)
	2-3-1-(2)
	2-3-1-(6)
2 生物多様性地域戦略に基づく事業の実施	2-4-3-(1)
	2-4-3-(2)
3 脱炭素社会の実現に向けた取組	2-4-1-(1)
	2-4-1-(2)
	2-4-1-(3)
	2-4-1-(4)
	2-4-1-(5)
4 港湾におけるデジタル化とカーボンニュートラル実現に向けた取組の推進	—

4-7 安心暮らし推進プロジェクト

1 障がい者が安心して暮らせる生活の維持・支援	4-4-2-(1)
	4-4-2-(2)
	4-4-2-(3)
	4-4-2-(4)
	4-4-2-(5)
2 市民一人一人の安定した暮らしと生きがいの支援と ICT を活用した健康支援 <small>< ICT を活用した健康な市民生活支援 ></small> <small>< 市民の健康や医療に関するデータベースの構築支援及び保健・福祉・医療関連機関の総合ネットワーク構築支援 ></small>	4-1-1-(1)
	4-1-2-(1)
	4-1-2-(2)
3 互助活動を活性化し高齢者を地域で支援、ふれあいサロン事業の充実拡大（地域のリーダー育成）	(情報化計画 3・(2)・①)
	(情報化計画 3・(2)・③)
	4-2-1-(1)
	4-2-1-(3)
	4-4-1-(1)
4-4-1-(2)	
4-4-3-(5)	
6-1-4-(2)	

4-8 地域防災力強化プロジェクト

1 消防団員処遇の広報、消防団員のいる企業への優遇措置による入団者の確保	2-5-1-(1)
2 消防車両、救出救助資機材等の整備	2-5-2-(1)
3 情報伝達手段の多重化、多様化（SNSやコミュニティFM等の整備、充実） <small>< 防災情報システムを活用した防災・減災力の強化 ></small>	2-5-2-(2)
	2-5-2-(3)
	(情報化計画 3・(1)・①)
4 消防団員の資質・能力向上のため、訓練等実施	2-5-1-(2)
5 消防団と消防署や自主防災組織との連携強化	2-5-3-(1)
6 地域防災力の強化 <small>< 事業継続計画（ICT-BCP）の強化 ></small>	2-5-4-(1)
	2-5-4-(6)
	(情報化計画 2・(4)・②)

第4章 数値目標及びKPI(重要業績評価指標)

No.	基本目標 / プロジェクト名	指標	単位	基準値 (R2年度)	目標値 (R8年度)
基本目標1	稼ぐ志布志をつくとともに、安心して働けるようにする	市内企業への就業者数(求人充足数)	人	1,056	1,100
		人口一人当たりの市町村民所得	千円	2,602	2,800 ※R8公表時
	1-1 農林水産業の成長産業化	第一次産業の市内総生産額(市町村民所得推計報告書)	億円	199 (H30)	223
	1-2 新規就農総合支援	新規就農者数(独立自営及び後継者を含む)	人	12	20
	1-3 企業誘致	新たな立地協定により創出される新規雇用者数(増設含む)	人	35	180(累計)
	1-4 志布志港輸出拡大	コンテナ貨物取扱量	TEU	103,731	120,000
	1-5 国内貨物志布志港利用促進	国内貨物移入・移出量	万t	570	660
1-6 地元活躍人材育成	就職説明会参加企業数	社	42 (R1)	50	
	就職説明会参加者数	人	70 (R1)	200	
	奨学金返還支援事業認定者数	人	—	120(累計)	
基本目標2	ひとや企業とのつながりを築く	政策実施に伴う移住者数	人	43	200(累計)
		市ホームページアクセス件数	件/月平均	301,540 (R3)	350,000
	2-1 都市住民向けPR	市公式LINE登録者数	件	6,042 (R3)	9,000
		特産品等を通じた知名度向上に資する情報発信サイトのアクセス件数	件/月平均	— (R3)	100,000
	2-2 移住定着拡充	政策実施に伴う移住者数	人	43	200(累計)
		移住セミナー開催回数	回	13	50(累計)
	2-3 まち思い人材育成	地域の行事に参加している児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査質問紙調査)	%	小学校62.1 中学校52.7	小学校72.2 中学校55.2
	2-4 関係人口創出・拡大	ふるさと納税寄附件数	件	217,136	200,000 ※市職員課既入認定の下での維持数
	2-5 官民連携推進	企業版ふるさと納税寄附件数	件	3	20
		企業との包括連携協定締結数	件	8	13

No.	基本目標 / プロジェクト名	指 標	単位	基準値 (R2年度)	目標値 (R8年度)	
基本目標3	結婚・出産・子育て・教育の希望をかなえる	出生率[人口千人対] (出産年齢女性人口割合)	% (%)	6.3(15.0) (R3)	7.0(15.0) ※R8公表時	
		図書館の利用者数	人	57,357	120,000	
	3-1	結婚支援	婚活イベントによるカップル成立数	組	0	10 (累計)
	3-2	ウェルカム赤ちゃん	出生数 (合計特殊出生率)	人	193 (1.89(R1))	215 (2.15)
	3-3	子育て支援	ファミリーサポート登録数 (依頼会員数)	人	197	220
			新たに開設した医療機関数 (小児科)	件	—	1
	3-4	仕事子育て両立支援	女性活躍推進事業に取り組んだ事業所数	社	3	15
3-5	こころざし アップ教育推進	学力水準 (全国学力・学習状況調査の正答率)	%	小6国語65 【国：63.8】 小6算数64 【国：66.6】 中3国語65 【県：70】 中3数学53 【県：57】	小6 全国平均 を上回る 小6 全国平均 を上回る 中3 県平均 を上回る 中3 県平均 を上回る	
		「志学教室」平均参加者数【中学生】	人	88	100	
基本目標4	魅力的で、安心して暮らせるまちをつくる	新たな地域コミュニティの組織数	地区	3 (R3)	17	
		宿泊者数	人	66,092	90,000	
		ごみの再資源化率	%	75.1	80.0	
	4-1	快適な生活支援	公共交通の利用者数	人	96,877	102,100
			新たな地域コミュニティ組織数 (再掲)	地区	3 (R3)	17
	4-2	商工業賑わい創出	商店街における新規開店・再開件数	件	13 (累計)	18 (累計) ※R2の空き店舗数 による設定
	4-3	公共施設最適化	建物系公共施設の総資産量 (延床面積の削減率)	%	0.6	7.7
			公衆無線 LAN 設置数	か所	18 (R3)	26
			市スポーツ施設の年間利用者数	人	225,452 (R3)	350,000
			文化会館等施設の年間入場者数	人	38,697 (R3)	72,000
	4-4	広域連携推進	定住自立圏形成協定締結数 (新たな連携事業数)	圏域	2 (—)	2 (3)
	4-5	観光パワーアップ	観光入込客数	万人	31.3	90
			宿泊者数 (再掲)	人	66,092	90,000
4-6	環境にやさしいまちの推進	使用済紙おむつを再資源化した数量	t/年	—	180	
4-7	安心暮らし推進	健康寿命 (平均自立期間：要介護2以上)	歳	男性：78.1 女性：82.4	男性：80.1 女性：84.4 (国並み)	
		ふれあいサロン数	か所	64	70	
4-8	地域防災力強化	消防団員数	人	447	495	



第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略(改訂版)

鹿児島県志布志市

令和6（2024）年3月改訂

【デジタル田園都市国家構想総合戦略（2023改訂版）対応】

（令和4（2022）年3月策定）

令和6（2024）年3月発行

志布志市総合政策課政策推進グループ

〒899-7192 志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

TEL：099-472-1111 FAX：099-473-2203

URL：<https://www.city.shibushi.lg.jp>